

1 濑戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申案）

2

3 はじめに

4

5 濑戸内海の環境保全については、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内
6 法」という。）に基づき、総合的な対策が進められてきたところ。この結果、一
7 定の水質改善がみられるものの、依然として生物の多様性及び生産性の確保等
8 に係る課題や、湾・灘ごと、季節ごとの課題にきめ細やかに対応する必要性も指
9 摘されていたことから、平成27年（2015年）10月に、瀬戸内海環境保全特別措
10 置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により瀬戸内法の改正が
11 なされた。

12 当該法改正においては、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念に係る規定
13 が創設され、「生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面
14 的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とする」ことが盛り込まれると
15 ともに、瀬戸内海の環境保全に関する施策は、「湾、灘その他の海域ごとの実情
16 に応じて行わなければならない」とされた。なお、当該法改正に際しては、栄養
17 塩類の多寡と漁獲量等の関係について指摘する意見があったが、結論を得るに
18 至らなかった。

19 このため、改正法附則第2項において、「政府は、瀬戸内海における栄養塩類
20 の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他
21 の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるもの
22 とし、その成果を踏まえ、この法律の施行後5年を目途として、瀬戸内海におけ
23 る栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、そ
24 の結果に基づいて所要の措置を講ずるもの」とされた。また、同第3項において、
25 改正法の施行後5年以内を目途として、瀬戸内法の施行の状況を勘案し、特定施
26 設の設置の規制の在り方を含め、瀬戸内法の規定について検討することとされ
27 た。

28 今般、改正法施行から今日までの施策の進捗状況を踏まえ、「きれいで豊かな
29 瀬戸内海の確保」に向け、瀬戸内海における環境保全の基本的な考え方や施策の
30 方向性について検討を行った。

31

32 第1章 背景・経緯と現状

33

34 1. これまでの環境保全施策の経緯

35 濑戸内海は、文化と交流、地域の生業を支える大切な海域として多くの人々に
36 利用され、また、その風景は万葉集にうたわれるなど、優れた風景地として古く

1 から人々に愛されてきた。また、昭和 9 年（1934 年）には、我が国最初の国立
2 公園の一つとして、備讃瀬戸を中心とする地域が瀬戸内海国立公園として指定
3 されたほか、大小様々な島が作り出す多島海景観、白砂青松と称される海岸線と
4 いった自然景観、人々の生活や歴史、風土が織りなす漁村景観や農業景観、厳島
5 神社をはじめとする歴史的な文化財や町並みなどを含む多様な文化的景観は、
6 近現代においてもその価値が高く評価されている。

7 なお、厳島神社は平成 8 年（1996 年）に世界文化遺産に登録されている。

8 このような瀬戸内海の環境保全を図るため、「我が國のみならず世界において
9 も比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源
10 の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民の継承すべきもの」
11 との理念に基づき、昭和 48 年（1973 年）に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定
12 され、その後、昭和 53 年（1978 年）に恒久法として、現在の瀬戸内法に改正さ
13 れた。昭和 53 年（1978 年）には、瀬戸内法に基づき、瀬戸内海の環境保全に関
14 し、長期に渡る基本的な計画として、瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計
15 画」という。）が策定された。その後、平成 12 年（2000 年）には、瀬戸内海をめ
16 ぐる環境や社会経済の状況の変化を踏まえ、保全型施策の充実、失われた良好な
17 環境を回復させる施策の展開等を基本計画に盛り込む変更が行われた。

18 また、平成 27 年（2015 年）の瀬戸内法改正や基本計画変更において、高度経
19 済成長に伴う富栄養化に起因する赤潮による漁業被害の発生や、油汚染等に対
20 する水質の保全の観点からの排水規制の強化並びに有機汚濁物質、全窒素及び
21 全燐の総量削減の実施を中心とした従前の考え方方に加え、生物の多様性及び生
22 産性の確保に係る課題や湾・灘ごと、季節ごとの課題に対応する必要があるとの
23 考え方が示された。このため、基本計画の目標について、従前「水質の保全」及
24 び「自然景観の保全」の 2 項目であったところ、「沿岸域の環境の保全、再生及
25 び創出」、「水質の保全及び管理」、「自然景観及び文化的景観の保全」及び「水産
26 資源の持続的な利用の確保」の 4 項目に改められ、これに基づき、瀬戸内海の環
27 境の保全に関する府県計画（以下「府県計画」という。）も変更され、各種施策
28 が実施してきたところ。

29

30

31 2. 瀬戸内海の現状

32 (1) 湾・灘ごとの水環境等の状況

33 湾・灘ごと、季節ごとに海域特性等の水環境を取り巻く状況や海面利用の状
34 況等が異なり、栄養塩類と水産資源を巡る課題についても様々である。その
35 概要は、別紙のとおり。

36

37

1 (2) 濑戸内法の施行状況等

2 ① 濑戸内海の環境保全に関する計画

3 ア 基本計画

4 政府は、瀬戸内法第3条に基づき、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策
5 の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、
6 水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的
7 な利用の確保等に関し、基本計画を策定することとされている。当初計画
8 は昭和53年（1978年）に閣議決定され、以降、平成6年（1994年）に一
9 部変更、平成12年（2000年）に全部変更、平成27年（2015年）2月の
10 全部変更を経て現行の基本計画に至っている。

11 イ 府県計画

12 関係府県知事は、瀬戸内法第4条に基づき、当該府県の区域において瀬
13 戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、府県計画を定めるこ
14 ととされている。

15 現行の府県計画は、関係13府県すべてにおいて、平成27年（2015年）
16 2月の国の基本計画変更を受け、平成28年（2016年）10月から11月に
17 かけて変更されている。

18 ウ 湾・灘協議会の設置状況

19 湾・灘協議会は、関係13府県のうち5府県で計7協議会が設置されてい
20 る（令和2年（2020年）1月現在）。

21 ② 特定施設の設置の規制等

22 瀬戸内法第5条及び第8条に基づき、特定施設の設置等に当たっては、関
23 係府県知事の許可※を要するものとされている。

24 平成29年度（2017年度）末現在において、瀬戸内法の特定施設を設置す
25 る工場及び事業場の数は3,299であり、当該年度における特定施設の設置許
26 可申請は278件、特定施設の構造等の変更許可申請は457件となっている。

27 なお、瀬戸内法第11条に基づく措置命令は0件であった。

28 ※ 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設の設置及び構造等の変更に当たり
29 府県知事の許可を受けなければならない（日最大排水量50m³以上の場合）。

30 また、瀬戸内法第12条の3及び水質汚濁防止法第4条の2に基づき、昭
31 和54年（1979年）以降、おおむね5年ごとに、環境大臣が総量削減基本方

針を定めている。

現在までに、8次にわたり総量削減基本方針が定められており、第1次から第4次までの総量削減基本方針は、化学的酸素要求量（以下「COD」という。）を指定項目として、平成13年（2001年）の第5次から窒素及び燐を指定項目に追加※している。

なお、瀬戸内法第12条の4に基づき、環境大臣は指定した物質について、関係府県知事に対し、指定物質削減指導方針の策定を指示することができることとされており、窒素及び燐については、平成13年（2001年）に上記の総量削減基本方針に追加されるまで、本規定に基づき対策が進められていたところ。

③ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内法第12条の7に基づき、関係府県の条例により、9府県で合計91地区が自然海浜保全地区※に指定されている。当該地区内において、工作物の新築等の行為をしようとする者は関係府県に届出が必要とされている。

※ 瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、自然の状態が維持され、海水浴、潮干狩り等のように公衆に利用されており、将来にわたって、その利用が行われることが適当であると認められる区域。

④ 埋立て等についての特別の配慮

瀬戸内法第13条第1項に基づき、瀬戸内海における埋立ては、瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならないとされている。その運用の基本的な方針については、瀬戸内海環境保全審議会（当時）の調査審議を経て、昭和49年（1974年）5月に、「瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべき」とされている。瀬戸内法が施行された後、昭和49年（1974年）以降、埋立ては大幅に減少している。

また、不要な埋立ての抑制を図る観点から、埋立未利用地や既存施設の活用が新たな埋立てに優先して行われるよう、環境省において、平成27年度（2015年度）以降、埋立未利用地の状況を調査しており、平成30年（2018年）12月時点の埋立未利用地は203.8haとなっている。

⑤ 環境保全のための事業や取組

瀬戸内法第3章第4節に基づき、国及び地方自治体は、瀬戸内海の環境保全のために必要な事業の促進等に努めることとされているところ。主な取組については以下のとおり。

- ・ 水産庁においては、実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造を推

1 進するため、平成 28 年（2016 年）1 月に藻場・干潟ビジョンを策定し、
2 各海域の特徴に応じた形で PDCA サイクルを構築し、的確に運用すること
3 としている。これに基づき、全国 75 海域でハード・ソフト施策が一体と
4 なった広域対策を実施することとしており、瀬戸内海地域では、「香川海
5 域」（香川県）、「伊予灘」（山口県・愛媛県・大分県）、「筑前」（福岡県）
6 の 3 海域で対策を実施している（令和元年（2019 年）10 月時点）。

- 7 • また、水産庁においては、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上を図
8 るため、瀬戸内海特有の生態系や水産資源に大きな影響を及ぼすおそれがある
9 ナルトビエイ等の有害生物を駆除する取組を支援している。さらに、
10 水産資源の維持・増大の場となる藻場を保全する観点から、アイゴやウニ
11 等の食害生物の駆除や、海藻類の移植・播種等の取組を支援している。
- 12 • 国土交通省においては、平成 27 年（2015 年）1 月に流域別下水道整備
13 総合計画調査の指針と解説を改定し、海域の栄養塩類循環のバランスを取
14 る必要がある場合等において、季節別の処理水質の設定を可能にしたところ。
15 また、同年 9 月には「下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理の
16 ための運転方法に係る手順書（案）」を示し、栄養塩類の能動的な管理の
17 取組の水平展開を促進している。平成 31 年 3 月現在、季節別管理運転に
18 ついては、全国で 31 処理場（うち瀬戸内海地域で 19 処理場）において、
19 実施・試行されている。
- 20 • また、国土交通省等においては、海岸保全施設の整備における自然への
21 配慮にも取り組んでおり、瀬戸内海においても、海岸における良好な景観
22 や動植物の生息・生育環境を維持・回復し、また、安全で快適な砂浜の利
23 用を増進するための海岸保全施設の整備等を実施している。
- 24 • 関係府県においても、例えば、大阪府において、府が管理している垂直
25 護岸で生物生息の場の創出や水質改善に係る環境改善技術の実証事業を
26 始めた事例や、兵庫県において、民間事業者による民間管理の護岸の環境
27 配慮化を誘発・促進するため、環境配慮型構造物の導入に係る勉強会を開
28 催している事例がある。
- 29 • 瀬戸内海国立公園をはじめとした自然公園※について、引き続き、優れ
30 た自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進が図られているところ。
31 このうち、瀬戸内海国立公園については、環境省において、平成 29 年
32 （2017 年）3 月に広島県地域及び山口県地域、平成 30 年（2018 年）8 月
33 に六甲地域の公園計画等の見直しが行われた。

34

35 ※ 瀬戸内海国立公園の全部、足摺宇和海国立公園の一部（愛媛県エリア）、室戸阿南海岸国定公園
36 の一部（徳島県エリア）、日豊海岸国定公園の一部（大分県エリア）、府県立自然公園（和歌山県：
37 煙樹海岸、愛媛県：佐多岬半島宇和海、大分県：国東半島、豊後水道）

- 1
- 2 文化庁においては、全国で 64 件の重要文化的景観※を選定しており、こ
3 のうち瀬戸内海地域においては、「宇和海狩浜の段畠と農漁村景観」など、
4 13 件を選定している（令和元年（2019 年）10 月 1 日現在）ほか、史跡名
5 勝天然記念物や重要伝統的建造物群保存地区の指定等を行っている。
- 6

7 ※ 棚田や里山、歴史的な集落など、地域の生活・生業によって育まれた地域固有の土地利用がな
8 されている文化的景観のうち、特に重要で、保護の措置が講じられているものを、国は、都道府
9 県又は市区町村の申出に基づき、重要文化的景観に選定

- 10
- 11 また、有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用
12 し、国内外に戦略的に発信することによって地域の活性化を図ることを目的とした日本遺産の取組として、瀬戸内海地域においては「瀬戸の夕凧が
13 包む国内随一の近世港町～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～」な
14 どの認定を行っている。
 - 15 • 美しい瀬戸内海の自然景観等に関し、愛媛県や香川県において、四国に
16 根づくお遍路さんの御接待、おもてなしの文化、島しょ部での煮干し加工
17 やオリーブ栽培、地びき網体験、ミカンの収穫体験など地域の食や産業と
18 関わりの深い魅力について、積極的に発信している事例がある。
 - 19 • 沿岸域の環境の保全、自然景観の保全等を進めるため、関係府県や地域
20 で活動する環境団体等が主体となって、様々な広報活動や環境事業等が実
21 施されている。最近の傾向として、企業の里海づくりへの関心が向上して
22 おり、香川県において、CSR 活動などで里海に関する取組に関心のある企
23 業を対象に、具体的な取組内容、取組方法やフィールド探しなどの相談窓
24 口となっている事例がある。また、山口県において、多様な主体が参加す
25 るプラットフォームづくり、人材育成、情報発信の拡大等を目指し、干潟
26 ファンクラブを設立した事例がある。
 - 27 • 海洋ごみ対策については、岡山県において、内陸部を巻き込んだ環境学
28 習や清掃活動の実践を拡大に取り組んでいる事例がある。
 - 29 • 地域で活動する環境団体を中心として藻場の保全・再生・創出に係る取
30 組を内陸部と連携して行う中で、海洋ごみ対策にも発展した事例がある。
31 また、カブトガニのような干潟の象徴種の保護活動と絡め、繁殖地と繁殖
32 地の近辺の海岸のごみを回収する清掃活動を実施している事例がある。広
33 島県においては、回収の取組に加え、流出防止対策や発生源対策のため、
34 海岸への漂着物の量と種類を調査・把握している。
 - 35 • 海洋ごみのうち、漂流ごみについては、国土交通省において、船舶航行
36 の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船による回収

1 を行っている。

- 2
- 3 海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法の改正(平成30年(2018
4 年)6月)、第4次循環型社会形成推進基本計画の策定(平成30年(2018
5 年)6月)、海洋プラスチックごみアクションプランの策定(令和元年(2019
6 年)5月)、海岸漂着物処理法に基づく対策基本方針の策定(令和元年(2019
7 年)5月)、G20(令和元年(2019年)6月)における、「海洋プラスチック
8 ごみ対策実施枠組」の合意、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の
9 共有など、国内においても、また世界的にも大きな動きがある。
 - 10 環境省において、平成30年度(2018年度)に地方自治体、環境団体、
11 漁業関係者等を対象にして、「里海づくり」の考え方を取り入れた沿岸域
12 の水環境の保全・再生等に関する取組のアンケート調査を行ったところ、
13 当該調査で確認された全国の里海づくり活動事例は291例あり、うち89
例が瀬戸内海地域であった。

14 ⑥ 調査・研究

- 15
- 16 水産庁において、赤潮発生時の生存率を向上させる餌、有害赤潮を直接
17 消滅させる粘土散布等の手法、漁場の改善に効果的な施肥や海底耕耘等の
18 最適な栄養塩類供給手法、ノリ高水温適応素材の実用化に向けた養殖試験
19 等の技術開発を行っている。また、徳島県においても、施肥材の実用化に
20 向けた技術開発(肥料成分の溶出速度の安定化等)が行われている。
 - 21 このほか、研究機関による最近の動きとして、底生性の微細藻類と栄養
22 塩類等の水環境との関係性や、燧灘の小型浮魚の漁獲量と低次生産環境との
23 関係性等に係る調査研究が行われている。また、底層水温等の変動と底
24 生生物群集の変化との関係性や、水温等の環境条件と植物プランクトン種
25 の遷移・優占種交代の状況との関係性等に係る調査研究が行われている。
 - 26 なお、地域の干渉が、様々な分野の研究者のフィールドとなっていること
27 から、地域で活動する環境団体が、研究者等の活動をサポートし、その
28 研究内容や当該干渉の価値について、市民に伝える場が設置され、効果的
29 な普及啓発が行われている事例がある。

30

31 第2章 今後の瀬戸内海における環境保全の方策の在り方

32 1. 基本的な考え方

33 第1章において示したとおり、瀬戸内海は古くから人とのつながりが緊密で
34 あり、人と自然が共存してきた海域であるが、高度経済成長期における人口増加、
35 産業集積、埋立てや開発等により、多くの自然海岸や藻場・干渉が消失し、「瀬

1 「死の海」と呼ばれるほどに水質汚濁が進行した。このため、水質の改善を目指して、これまでに瀬戸内法の制定や同法に基づく様々な対策が実施され、人為的な負荷が軽減するなど、一定の成果がみられてきた。

2 しかしながら、平成 24 年（2012 年）に当審議会が取りまとめた「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について（答申）」において、当時の瀬戸内海は、過去の開発等に伴って蓄積された環境への負荷に対し、依然として対策が必要であること、生物の多様性及び生産性の確保の必要性が生ずるなど新たな課題への対応が必要な状況となっていることを示した。これを踏まえ、平成 27 年（2015 年）の改正法において「きれいで豊かな海」という概念が盛り込まれ、水質を良好な状態で保全するとともに、生物の多様性及び生産性が確保されるなど、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指していくこととされた。

3 改正法の施行から 5 年を迎えるようとする今日の瀬戸内海においても、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況は解消されておらず、これらの課題を同時に解決することが必要な状況である。この特定の水域ごとの対策に当たっては、個々の対策の成果の積み重ねが瀬戸内海全体の評価となることから、全体の水環境の評価・管理との関係を整理する必要もある。

4 また、埋立てや開発等により物理的に失われた自然や風景の回復は容易でないものの、残された貴重な地域資源を再確認し、適切に保全するとともに、再生・創出や修復が可能なものは、これを取り戻し、貴重な財産として次世代へと継承することが必要である。

5 さらに、近年瀬戸内海は海外からの評価が高い観光資源である状況も踏まえて、当該地域が有する地域資源の価値をどのように高め、また広めていくかという視点も重要である。

6 加えて、世界全体で取り組まなければならない海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ対策や気候変動の影響評価、これに対する適応といった視点も重要であり、最新の科学的知見に基づき、対策を図ることが必要である。

7 湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごとの実情に応じた対策が必要な状況であるため、これらの方策は、これまで以上に、地域が主体となって、あるべき地域の海の姿を具体的に描き、これを実現するため、地域関係者のみならず国をはじめとする様々な主体が、積極的に参画した上で、世代間、地域間で連携し、実施されることが重要である。また、具体的な対策の実施に当たっては、これまでに蓄積された科学的知見や最新の技術開発の動向も踏まえた検討や、近年国際的に議論が進んでいる、生態系が有する多様な機能と恵みに着目した手法の検討も重要である。

8 瀬戸内海が、古くから人と自然の共生する、まさに「里海」らしい場所であつ

たという原点に鑑み、関係者が環になって、上記のとおり新しい時代にふさわしい、いわば「令和の里海」を創造していく取組を進めることが必要である。

2. 各課題と今後の方策の在り方について

(1) 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保

① 課題

瀬戸内海の水質は、全体として改善傾向であるが、大阪湾奥部等の一部の水域においては、夏季を中心に赤潮・貧酸素水塊が発生しており、底生生物の種類数・個体数が極端に少ない状況である。また、大阪湾奥部等においては、埋立地等が入り組み高濃度で栄養塩類が偏在しており、貧酸素水塊等の問題も発生している。播磨灘南部、豊後水道等において、近年も夏季を中心に赤潮の発生に伴う養殖魚介類のへい死等の被害が発生している。

播磨灘、備讃瀬戸等においては、栄養塩類濃度の低下及び水温の上昇等による植物プランクトンの種組成の変化により、冬季に大型珪藻 (*Eucampia* 属 / ユーカンピア属) が優占するようになり、栄養塩類を巡る競合が起こり、養殖ノリ等の色落ち被害が発生している。また、播磨灘では、これまでの研究成果や検討等から、栄養塩類濃度が大きく減少している播磨灘東部におけるイカナゴ資源に対して、栄養塩類、植物プランクトン、動物プランクトン等の餌環境といった低次生態系の変化が影響を与えていた可能性があることが示唆されたところである。広島湾や周防灘南部等におけるカキやアサリといった水産資源の変動をもたらす環境要因としては、水温、海流、餌環境等があり、栄養塩類が植物プランクトンの生成を通じて魚介類等の水産資源に与える影響の可能性も指摘されている。

特に大阪湾においては、同一湾内で湾奥部と湾口部について異なる方向性のきめ細やかな栄養塩類管理が求められており、また、愛媛県においては、県東部と西部で異なる方向性の栄養塩類管理が求められている。その対策のひとつとして、既に一部の自治体において、下水道の季節別管理運転の実施・試行等の取組が行われているところ、同一湾内において異なる栄養塩類管理のニーズがあることから、周辺環境の保全にも留意した一定のルールが必要である。

瀬戸内海における沿岸域の藻場・干潟や自然海浜等は、過去の埋立てや開発等により大きく損なわれている。人工護岸が多く、生物の生息場が少ない沿岸域も多く、また、貧酸素水塊等の原因ともなる底質の有機物量が依然として多い水域、多数の深掘り跡が存在している水域がある。

赤潮・貧酸素水塊の発生メカニズムや栄養塩類と水産資源の関係等につい

1 ては、更に調査研究が必要である。

2 地域における里海づくりの合意形成の場となるべき湾・灘協議会は、現在、
3 関係 13 府県のうち 5 県で計 7 協議会の設置にとどまっている。

5 ② 今後の方策の在り方

6 湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごとの実情に応じた対策については、栄養塩類の管理のほか、生物の産卵場所、生息・生育の場としても重要な
7 藻場・干潟等の保全・再生・創出、底質の改善等を同時並行で実施する必要がある。

8 栄養塩類の不足を一因として、生物の多様性及び生産性の確保に支障が生じているおそれのある特定の水域において、地域が主体となり、順応的管理
9 プロセス※により、きめ細やかな栄養塩類の管理を、周辺環境の保全上支障を
10 生じさせることなく効率的・機動的に実施することができるようすべきである。このため、管理対象の水域、栄養塩類濃度の目標値、管理計画等の設定、
11 対策の実施、効果や周辺環境への支障の有無の検証、管理への反映等の PDCA
12 の具体的な手順を示すとともに、これらの実施体制の在り方の明確化を検討
13 する必要がある。この際、地域の関係者の合意形成が必要であり、この合意形
14 成に当たっては、湾・灘協議会等の場の活用を PDCA の手順に位置付けること
15 を検討する必要がある。

16 ※ データの蓄積と並行しながら、人為的に管理し得る範囲において対策を実施し、その後、モニタリ
17 ングによる検証と対策の変更を加えていくという順応的管理の考え方に基づく取組

18 (手順の明確化に当たり留意すべき事項)

19 (i) 管理対象水域、管理対象栄養塩類、管理対象水域における栄養塩類濃
20 度の目標値の設定（目標値は、上限値・下限値を考慮した目標ゾーンと
21 することも一案）

22 (ii) 栄養塩類管理の実施手法の検討、周辺環境への影響の事前評価

23 (iii) モニタリング項目の設定を含む管理計画の策定

24 (iv) 対策及びモニタリングの実施

25 (v) 効果検証、周辺環境への影響の事後評価、その結果の管理への反映

26 栄養塩類管理の手法としては、漁業者による海域施肥のほか、関係者との
27 十分な調整や環境基準の達成状況等を踏まえた、施設管理者等の協力による
28 下水処理施設の季節別管理運転、関係利水者の了解のもと治水・利水に支障
29 のない範囲でのダムの放流やため池のかいぼりなど、多様な取組事例が存在
30 する。栄養塩類管理の実施に当たっては、このような事例も踏まえ、有効性・
31 影響及び実施可能性を地域の実情に応じて検討する必要がある。

藻場・干潟等の保全・再生・創出を進めるため、基本計画や府県計画において具体的な目標や実施計画（ロードマップ）を盛り込むことを検討する必要がある。また、生物の生息・生育環境を維持・回復するため、海岸保全施設の整備に当たっては自然環境に配慮するとともに、砂浜の保全・回復を推進する必要がある。

なお、生物の生息・生育環境を維持・回復することは、生態系を活用した防災・減災にも資するものであることに留意する必要がある。

局所的に課題となっている赤潮、貧酸素水塊及び停滞水域に偏在する高濃度の栄養塩類への対策として、引き続き、水質の保全に取り組むとともに、

(i) 浚せつ、覆砂、敷砂及び海底耕耘等の底質対策や深掘り跡の埋め戻し等の窪地対策、(ii) 海水交換型の防波堤等の環境配慮型構造物の利用による水質・流況の改善等について、関係機関による取組を更に促進する必要がある。このため、基本計画や府県計画に具体的な目標や実施計画（ロードマップ）を盛り込むことを検討する必要がある。この際、新規の施設整備や既存施設の改修・改良に当たっては、施工性及び経済性等も考慮しつつ、生物の生息・生育の場の確保や水質・流況改善等に効果が期待できる場合には、環境配慮型構造物を導入すべきである。

（2）瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤

① 課題

(1) ①において示したとおり、大阪湾奥部等では、夏季を中心に赤潮・貧酸素水塊の発生、底生生物の種類数・個体数が極端に少ない海域の存在や停滞水域における高濃度の栄養塩類の偏在がみられる。また、播磨灘、備後灘等の一部の水域では、陸域における COD、全窒素及び全燐の発生負荷量は減少傾向にあるものの、COD の環境基準を達成していない状況にある。

特定施設の設置等に係る許可制度の在り方については、改正法附則第 3 項において具体的な検討を行うこととされている。

特定の水域において、(1) ②に示した特定の水域における栄養塩類管理の仕組みを導入していくに当たって、瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する既存の制度である水質総量削減制度や環境基準に基づく評価との関係を整理しておく必要がある。

② 今後の方策の在り方

瀬戸内海全体の水環境の管理方策の一つとして、瀬戸内法において、特定施設の設置等に係る許可制度が設けられており、水質総量削減や排水規制等とあ

いままで瀬戸内海の水質改善に大きな成果をあげてきた。一部の水域においては、いまだ早急な水質改善が求められている状況に鑑み、本制度については当面、維持することが必要である。他方、改正法附則第3項を踏まえ、制度運用の効率化・適正化を図る必要がある。例えば、特定施設の構造等の変更のうち、雨水専用の排水口の位置変更等、排出水の汚染状態及び量が増大せず、環境保全上著しい支障を生じさせるおそれがないことが明らかなものについて、事前評価の簡素化等、許可手続の合理化が必要である。

瀬戸内海を「きれいで豊かな海」とするためには、湾・灘ごとの海域利用状況も踏まえ、瀬戸内海全体の水質を管理する水質総量削減制度と、上記2.(1)に示した特定の水域における栄養塩類管理の仕組みをいかに調和・両立させるかを検討することが必要である。あわせて、環境基準項目である底層溶存酸素量、COD、全窒素、全燐等について、栄養塩類管理の仕組みの導入や水質総量削減制度の見直しに当たって、類型指定の状況や環境基準の達成状況をどのように考慮すべきかといった点や、個々の項目の評価に加え、例えば、複数の項目を組み合わせた水環境の総合的な評価の在り方について、引き続き検討することが必要である。

(3) 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進

① 課題

自然海浜保全地区については、その保全と利活用の状況について、定期的な把握が必要である。また、平成5年（1993年）の指定を最後に、新規指定がされていない。

瀬戸内海の貴重な地域資源が、当該府県内外にあまり知られていないことから、また、近年のインバウンド対応の視点も加え、瀬戸内海の自然や文化に係る地域資源を再確認・再発信するとともに、これを活かした地域づくりを進めることが重要である。

瀬戸内海地域に成立している優れた自然の風景地や生物多様性の保全上重要な地域について、更に保全を推進することが必要である。また、重要生態系の監視に係るモニタリングスポットについては、湾・灘単位で見た場合に著しい偏りがみられるとともに、陸域に比べ、藻場・干潟等の調査分野が少ない。

瀬戸内海各地で藻場・干潟等の再生等の里海づくり活動が行われているものの、「専門知識の不足」、「効果把握ができていない」といった課題があり、これらに係る支援が不足している。

1 ② 今後の方策の在り方

2 既存の自然海浜保全地区その他の自然の保護地域における保全状況を点検
3 し、これに基づき定期的に評価する仕組みを検討することが必要であり、こ
4 の検討に当たっては、生物の生息場所の確保のみならず、保全活動の活性化
5 等、更なる副次的な効果をもたらす仕組みを検討することが必要である。あ
6 わせて、地域で保全活動の取組が行われている場所をより広範かつ柔軟に指
7 定できるよう、自然海浜保全地区の指定条件の点検や新規指定候補地の検討
8 が必要である。また、過去に損なわれた藻場・干潟等の再生・創出に係る新たな適地の掘り起こしや、地域における藻場・干潟等の保全・再生・創出、エコツーリズムの取組状況等を把握することも必要である。

9 エコツーリズムについては、ツアーの見所となる自然景観・文化的景観の
10 保全に配慮しつつこれを活用することに加え、スナメリやカブトガニなど、
11 地域を象徴する生物のリストアップ・登録を行い、これを発信する仕組みを
12 構築するなど、地域資源を活用したエコツーリズムプログラムの充実による
13 更なる推進が必要である。また、自然景観や文化的景観以外の地域資源との
14 連携を取り入れたツアーを奨励するとともに、複数の地域資源同士をつなぐ
15 ショートトレイルやサイクルトレイルのルート設定を地域において実施すべき
16 である。その際、工場、橋梁等の人工景観や、関係府県において整備された
17 地域のブランド「食」、瀬戸内体験学習（塩田作業等の体験活動等）等の無形
18 の地域資源も含めて検討する視点が必要である。このような地域資源を活用
19 したエコツーリズムや環境保全活動等については、湾・灘協議会等における
20 地域の合意形成を経て、必要に応じ、府県の枠を越えて、沿岸域の地方自治体
21 間等で協働し、広報活動やイベントを実施すべきである。このように地域資源
22 の保全・利活用を更に進めることにより、瀬戸内海における地域循環共生
23 圏づくりを加速すべきである。

24 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成 27 年（2015 年）3 月・
25 環境省）や「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成 28 年（2016 年）
26 4 月・環境省）をはじめとする生物多様性の観点等から重要な瀬戸内海にお
27 ける海域や干潟等について、その価値の保全上適切な保護区制度等を活用し、
28 保全等に努めることが必要である。また、瀬戸内海国立公園については、現状
29 では公園区域外の地域にも生態系の観点から重要な地域が広がっていること
30 に鑑み、区域拡張に向けた検討や調整を進めることが必要である。

31 地域における藻場・干潟等の保全・再生・創出の取組を更に進める一助とし
32 て、藻場・干潟等の保全活動に係る定量的な効果把握等の支援や、衛星画像を
33 用いた藻場・干潟の調査を一定頻度で再調査することで増減の比較が行える
34 ようにすることが必要である。

1
2 (4) 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備
3

4 ① 課題
5

6 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ問題は、景観を悪化させ、船舶航行への障害となるだけでなく、生態系を含む海洋環境に悪影響をもたらす。また、内陸部に行くほど地方自治体や地域住民の漂流・漂着・海底ごみへの問題意識が薄れているとの指摘や、人口減少や高齢化等により環境保全活動や調査研究等の担い手・後継者が不足している。また、海と人との関わりの希薄化が進んでいるとの指摘がある。

7 濑戸内海の水温は上昇しており、藻場の消失や、これまで瀬戸内海にあまり生息していなかった南方系の魚類による食害の増加、ノリ・ワカメの生産不調等が生じており、これらは気候変動が一因との研究結果もある。

8 赤潮・貧酸素水塊の発生メカニズムや栄養塩類と水産資源の関係等については、更に調査研究が必要である。また、陸域からのより正確な負荷量の把握も必要である。さらに、近年、海洋の酸性化による生態系への影響も懸念されている。

9 各種施策の実施に当たっては、最新の科学的知見に基づきつつ、その効果・影響を適切に評価する必要がある。

10 ② 今後の方策の在り方
11

12 漂流・漂着・海底ごみ対策については、湾・灘内の潮流により相互に影響を及ぼす沿岸域の各自治体のみならず、沿岸域に影響を及ぼす内陸の自治体等、府県域も越えて地域が一体となり、協働して推進できる体制の構築が望ましく、地域の合意形成を円滑化するために湾・灘協議会等の活用を検討することが必要である。また、湾・灘協議会の設置支援に係る取組も必要である。

13 濑戸内海におけるクリーンアップイベント、環境体験学習、学術交流に、多様な関係機関が積極的に参画するよう、また、地域住民等がこれらの場を積極的に活用できるよう、創意工夫に努めることにより人材の確保・育成を行うとともに、先進的かつ優良な事例を収集し、積極的に情報発信することにより、地域における環境保全活動等を支援することが必要である。

14 調査研究による科学的知見の更なる集積に当たっては、既存のデータ、知見の活用は当然として、継続したモニタリング等を実施し、最新の知見を踏まえて、気候変動の影響を予測するとともに、その適応を考慮した分析・検討が必要である。また、地域独自の栄養塩類管理を円滑に行うことができるような技術的支援をすることが必要である。特にモニタリングに関しては、洪水時を含む陸域からのより正確な負荷量の把握や、水質の保全・管理と生

1 物の多様性・生産性の確保の観点から、底質・底生生物に係る状況の把握に
2 努めるべきである。

3 中・長期的に水環境の状況や施策の進捗状況を把握することが必要であり、
4 基本計画及び府県計画において設定する評価指標について、現在の瀬戸内海
5 の状況や関係者が実施した施策を従前よりも更に適切に評価でき、かつ、分
6 かりやすい指標を検討することが必要である。

9 おわりに

11 今般示した瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について、湾・灘
12 ごと、更には特定の海域ごとの課題の解決に当たっては、各々の地域が主体とな
13 って検討し、対策を講じる必要があることから、地方自治体をはじめとする地元
14 関係者に期待される役割は大きい。

15 国も広域的な見地から、府県域を越えた課題解決に向けて、更に取組を推進し、
16 地域の取組が円滑に進むよう、積極的に関与していくことが求められる。

17 また、今般示した方策については、各々の方策同士が、必ずしもプラスの相乗
18 効果を生み出すものばかりではないことから、特定の水域、湾・灘、瀬戸内海全
19 体といった空間スケールや時間スケールに応じて、個々の方策を使い分ける必
20 要がある。その上で、各地域が相互に連携し、瀬戸内海という一つの海において、
21 最大限の効果が発揮されるよう調和することで、様々な問題を同時解決する「令
22 和の里海づくり」は、令和元年6月のG20持続可能な成長のためのエネルギー
23 転換と地球環境に関する関係閣僚会合において我が国からそのコンセプトを発
24 信した地域循環共生圏づくりに通ずるものであり、この新たな取組が、他の閉鎖
25 性海域における課題解決のモデルとなることを望む。

26 なお、順応的な栄養塩類管理の仕組みについては、今後開始が見込まれる第9
27 次水質総量削減の検討とも連動しつつ、更に詳細な設計について技術的な議論
28 を深める必要がある旨、付言する。

湾・灘ごとの水環境等の状況に係る整理(概要版)

1. 紀伊水道	1
2. 大阪湾	2
3. 播磨灘	3
4. 備讃瀬戸	4
5. 備後灘	5
6. 燐灘	6
7. 安芸灘	7
8. 広島湾	8
9. 伊予灘	9
10. 周防灘	10
11. 豊後水道	11
12. 韶灘	12
【参考】使用データについて	13

紀伊水道

【水環境等の状況と課題】

- 紀伊水道は外洋の影響を受けやすく、流況としては、外洋水が紀伊水道の東側を北上、内海水が西側を南下し、吉野川等の河川水と混ざりあう[①]。
- 沖合域の全窒素濃度は低下傾向を示し[②]、赤潮発生件数の減少[③]や底質の有機物量の減少[④]が見られ、底層DOの年度最低値も高い値で推移している。
- 一方で、陸域からの負荷流入の影響を受けやすい沿岸部において、地形が入り組んでいて海水の停滞性が強い場所で、近年も局所的に赤潮が発生している[⑤]。
- 冬季に大型の珪藻赤潮が発生していること等により養殖ノリやワカメの色落ち被害が発生している[⑥]。
- 漁獲量はシラス・カタクチイワシ、タチウオ、マイワシといった交流型の魚種が多くを占めており、漁獲量の変動はこれらの影響が大きい[⑥]。

■物理環境

【流入河川・流れの状況】[①]

外洋の影響を受けやすく、外洋水が東側を北上、内海水が西側を南下し、吉野川等の河川水と混ざりあう

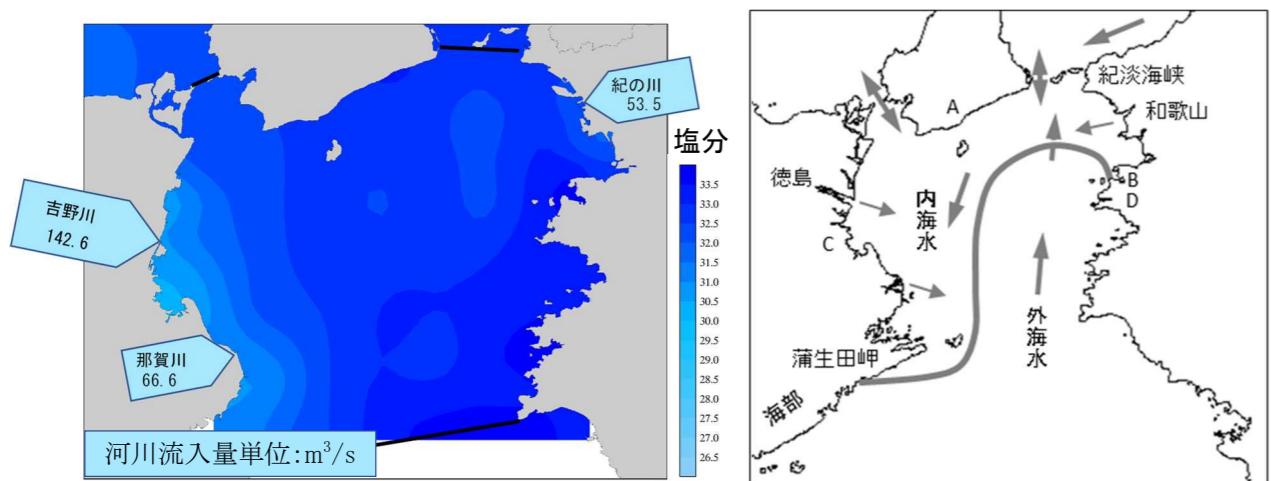


図 上層の塩分分布及び一級河川流入位置

図 水塊構造と流れ

■水環境

【水質の推移】[②]

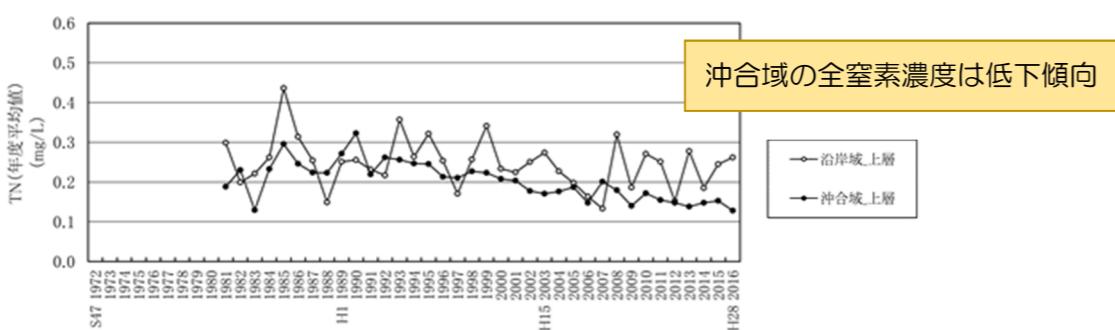


図 全窒素濃度の推移

【赤潮の発生状況】[③]

春季 夏季 秋季 冬季 紀伊水道[年間]

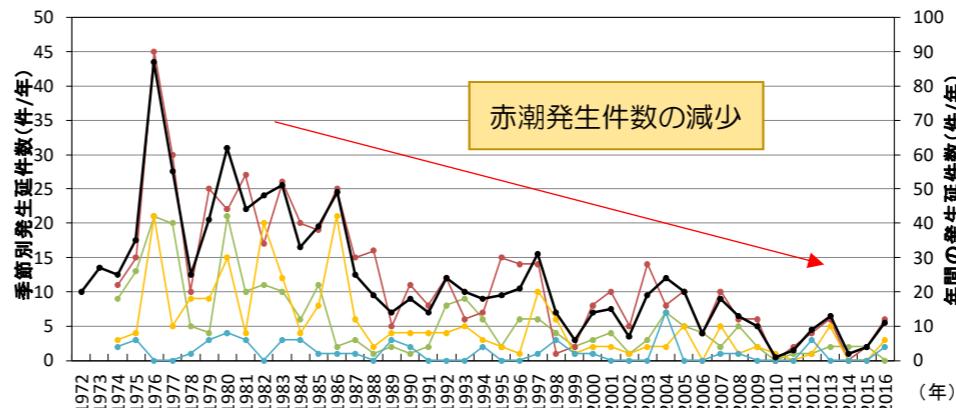


図 季節別の赤潮の発生延件数の推移

近年の夏季の赤潮は、沿岸部で局所的に発生

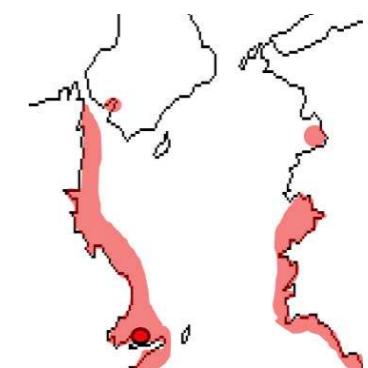
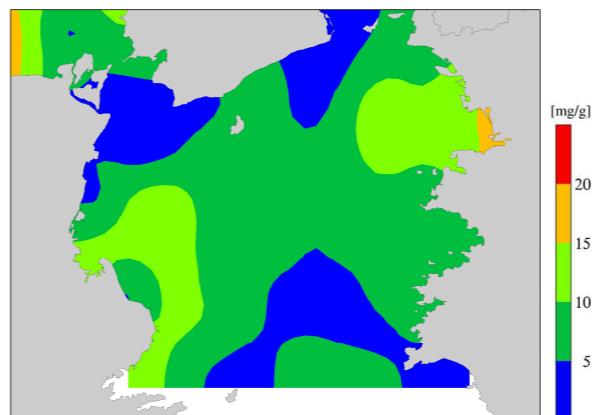


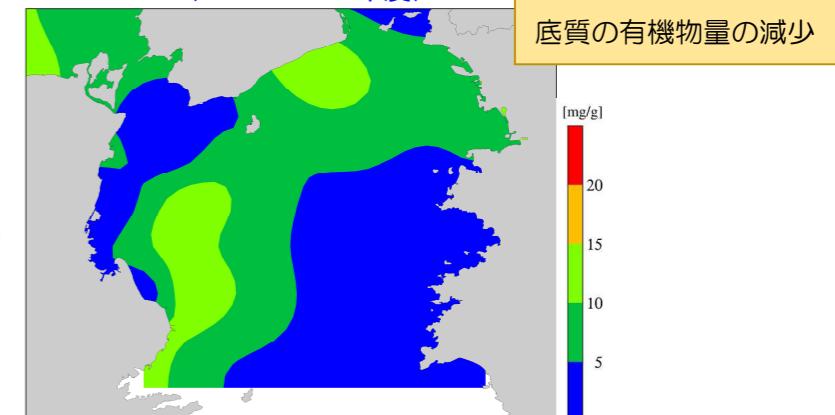
図 赤潮発生場所例(2013年8月)

【底質の状況】[④]

(1981～1985年度)



(2015～2017年度)



底質の有機物量の減少

図 底質のTOCの水平分布図

■水産資源

【養殖ワカメ・ノリの色落ち】[⑤]

- 冬季・春季は赤潮の発生件数が少ないものの、年にによっては西部沿岸で大型珪藻赤潮がの発生見られる
- 2013年の春季に西部沿岸で *Eucampia* (ユーカンピア) 属による養殖ノリ・ワカメの色落ち被害が発生

【漁獲量の変化状況】[⑥]

シラス・カタクチイワシ、タチウオ、マイワシといった交流型の魚種が漁獲の多くを占める

紀伊水道

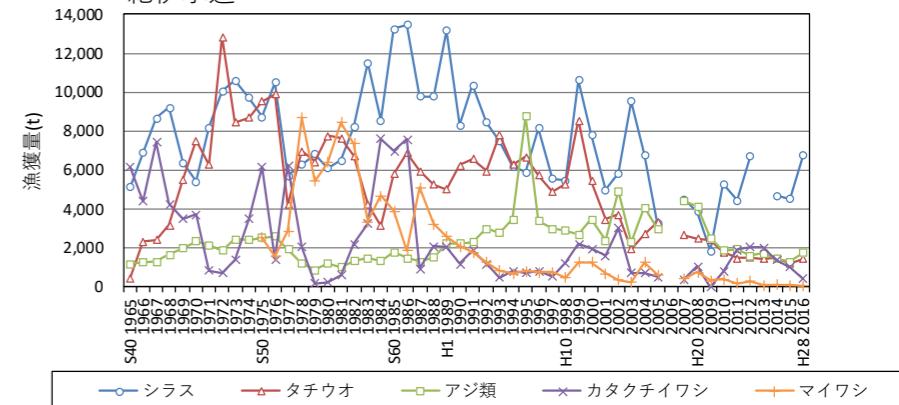


図 紀伊水道における漁獲量合計上位5種の漁獲量の推移

図 赤潮発生場所例(2013年3月)

大阪湾

【水環境等の状況と課題】

- 大阪湾は、河川等陸域からの負荷流入の影響を受けやすく、海水の停滞性が強い湾奥部[①]と、紀伊水道や播磨灘との海水交換量が多く、比較的流れが速い湾央～湾口部では水質・底質等の環境特性が大きく異なる。
- 沿岸域は冲合域に比べて全窒素・全りん濃度が高く、特に湾奥部は埋立地等が入り組んでいて海水の停滞性が強く、栄養塩類が高濃度で偏在している[②]。
- 全窒素・全りん濃度（冲合域の全りん濃度を除く）の低下[②]や赤潮発生件数の減少[③]が認められるが、湾奥部においては夏季を中心に赤潮の発生や貧酸素水塊の形成[③]、青潮の発生が確認されている。
- 底質の有機物量は、広範囲で減少傾向を示しており、特に湾奥部で減少が大きいが、依然として湾央～湾口部に比べて多い[④]。
- 湾奥部は底質の変化に伴い、底生生物の個体数の増加や無生物地点の解消が見られるが、依然として有機汚濁指標種が優占し、種類数が極端に少なく多様度が低い[④]。
- 湾央～湾口部では、近年、赤潮は発生しておらず、底層DOの年度最低値もおおむね5mg/L以上で推移し、底生生物についても多様度指数・種類数・個体数の増加や種組成の変化が見られる。
- 漁獲量は、1982年に最大値に達した後1990年頃まで減少している。交流型のカタクチイワシ・シラス、マイワシの漁獲が多く、漁獲量の変動はこれらの影響が大きい[⑤]。

■物理環境

【流入河川・流れの状況】[①]

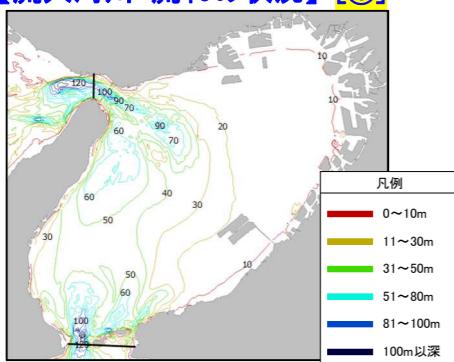


図 水深図

湾奥部は河川等陸域からの負荷の影響を強く受ける

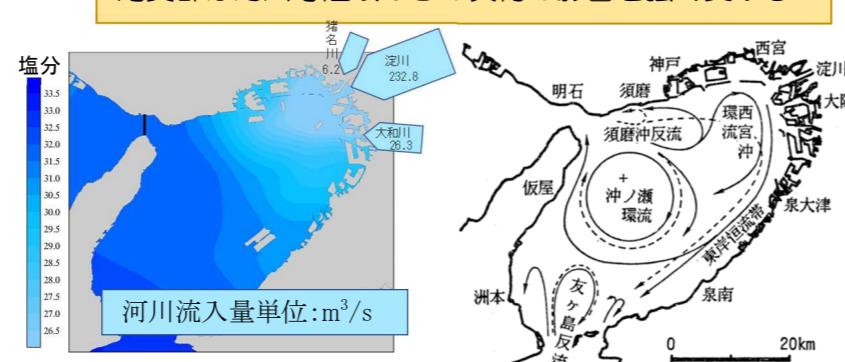


図 上層の塩分分布及び一級河川流入位置

図 残差流

■水環境

【水質の状況】[②]

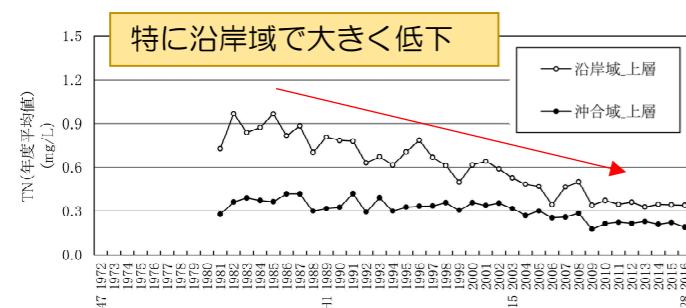


図 全窒素濃度の推移

栄養塩類が湾奥部で高濃度で偏在

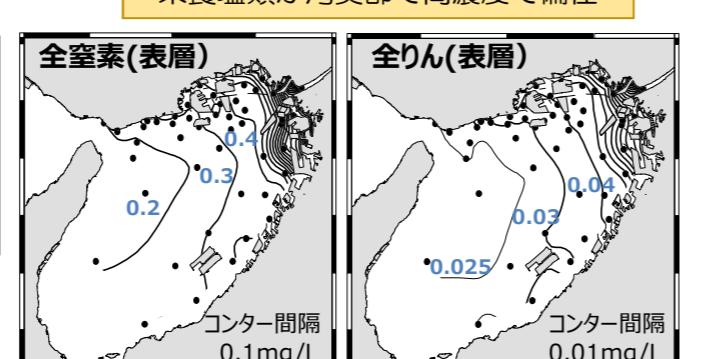


図 全窒素・全りんの水平分布(2012～2014年度の平均値)

【赤潮・貧酸素水塊の発生状況】[③]

- 近年は主に湾奥部において赤潮・貧酸素水塊が発生
- 湾央～湾口部では底層DOはおおむね5mg/L以上で推移

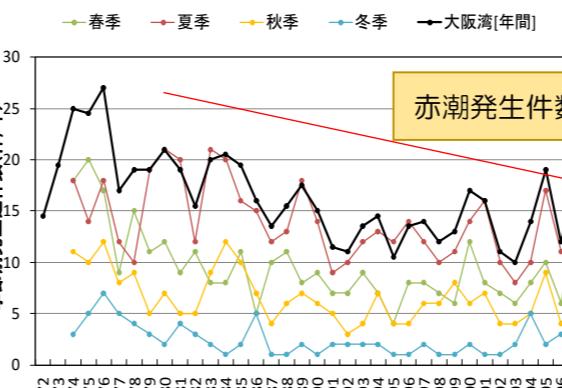


図 季節別の赤潮の発生延件数の推移



図 赤潮発生場所例
(2016年9月)

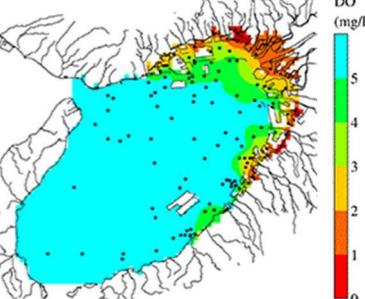


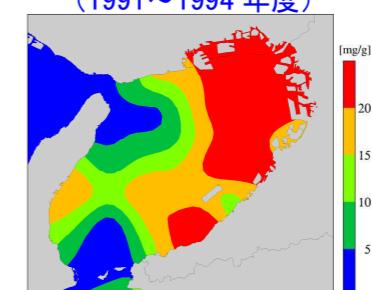
図 夏季の底層DO分布例
(2015年8月上旬)

【底質・底生生物の状況】[④]

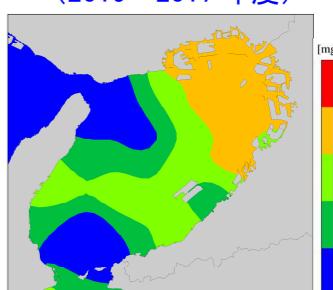
有機物量は全域で減少傾向を示しており、特に湾奥部で減少が大きい

- 湾央～湾口部にかけて、種類数・個体数等が増加、種組成も変化している
- 湾奥部では個体数が増加し、無生物地点は解消されている。一方で、依然として有機汚濁指標種が優占し、種類数が極端に少なく多様度が低い

T
O
C

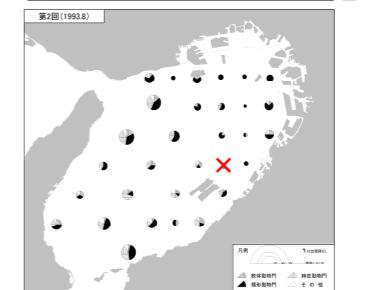


第2回(1993.8)

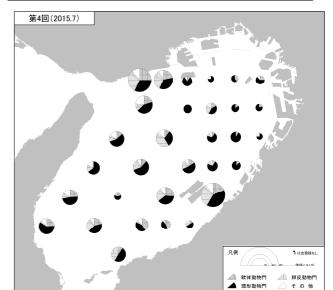


第4回(2015.7)

種類数



第2回(1993.8)



第4回(2015.7)

個体数



×: 無生物地点



図 底質及び底生生物の水平分布図

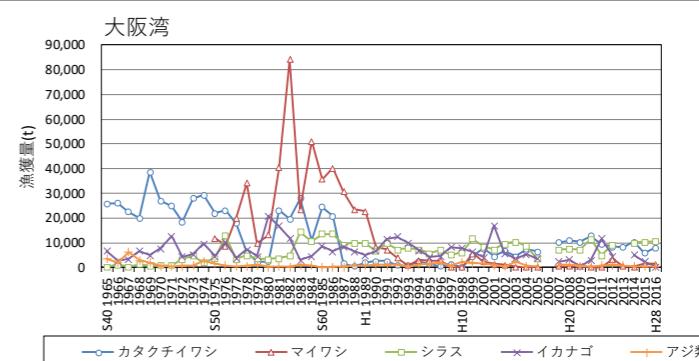
■水産資源

【漁獲量の変化状況】[⑤]

- 交流型のカタクチイワシ・シラス、マイワシの漁獲が多く、漁獲量の変動はこれらの影響が大きい

右図 大阪湾における漁獲量

合計上位5種の漁獲量の推移



播磨灘

【水環境等の状況と課題】

- 播磨灘は、海峡部は流れが速く強混合域であるが、一級河川が全て流入している北部海域では塩分が低く^①成層が発達しやすい。
- 全窒素及びDIN濃度の低下が見られ、また、II類型水域の全窒素濃度は近年、I類型の環境基準と同程度で推移している^②。
- 赤潮発生件数の減少^③、底質の有機物量の減少が見られ、底生生物が増加傾向を示している^④。
- 底層DOの年度最低値は、近年はおむね3~5mg/L程度で推移している。
- 一方で、夏季において主に南西~南部海域の沿岸でKarenia(カレニア)属やCochlodinium(クロディニウム)属による赤潮が局所的に発生し、蓄養魚介類等のへい死が発生している^⑤。
- また、冬季~春季で主に北部海域でEucampia(ユーカンピア)属による養殖ノリの色落ちの発生が報告されており、栄養塩濃度の低下及び水温の上昇等による植物プランクトンの種組成の変化により、大型珪藻が優占するようになり、栄養塩類を巡る競合が起こり、養殖ノリの色落ちが発生している^⑥。
- 播磨灘東部のイカナゴ資源に対しては、栄養塩、植物プランクトン、動物プランクトン等の餌環境といった低次生態系の変化が影響を与えていた可能性があることが示唆された^⑦。

■水環境

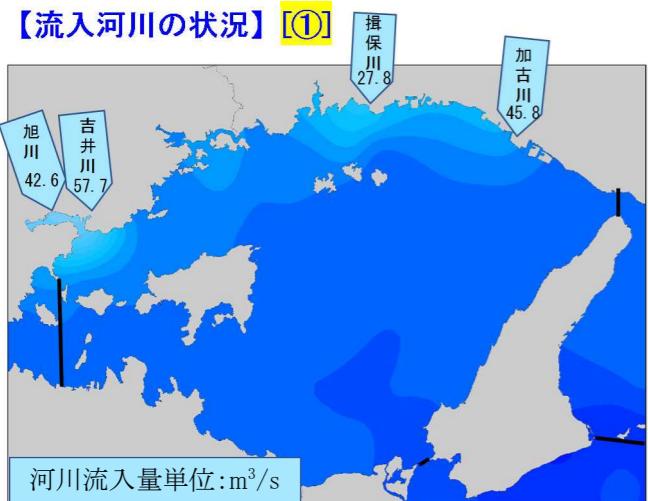


図 上層の塩分分布及び一級河川流入位置

【赤潮の発生状況】^③

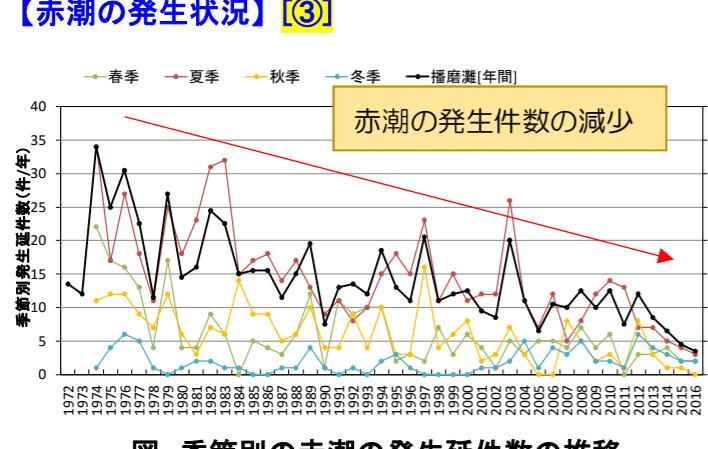


図 季節別の赤潮の発生件数の推移

夏季~秋季は主に南西~南部沿岸で局所的に赤潮が発生
⇒ 有害・有毒赤潮による蓄養魚介類等のへい死

【底質・底生生物の状況】^④

- 底質の有機物量の減少が見られ、底生生物の種類数・個体数が増加傾向
- 特に明石海峡周辺及び西部海域において、底生生物の種類数・個体数の増加が顕著に見られる

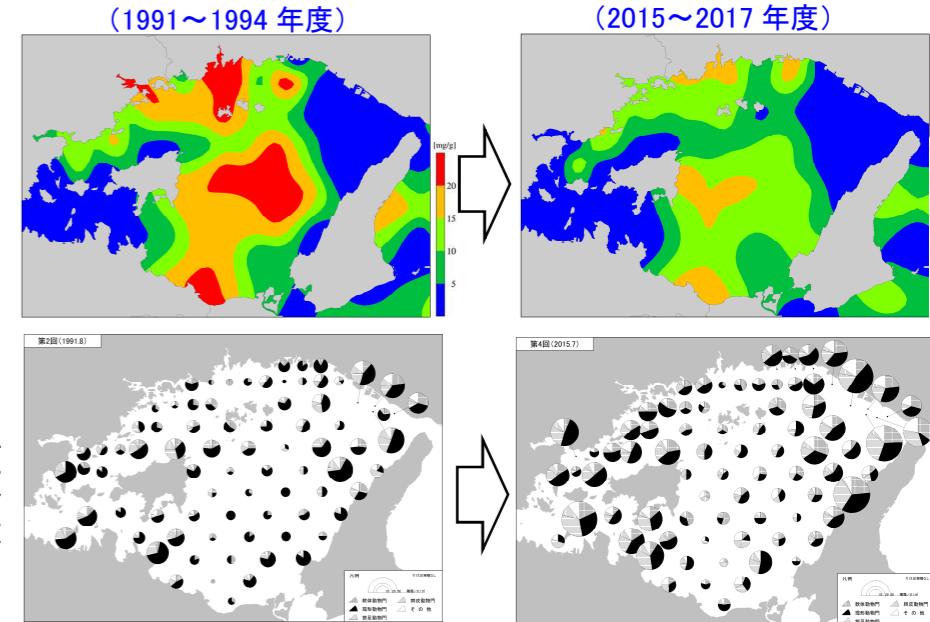


図 底質及び底生生物の水平分布図

■水産資源

【養殖ノリの色落ち】^⑤

冬季~春季は主に北部海域で大型珪藻赤潮が発生



栄養塩濃度の低下及び水温の上昇等による植物プランクトンの種組成の変化により、大型珪藻が優占するようになり、栄養塩類を巡る競合が起こり、養殖ノリの色落ちが発生

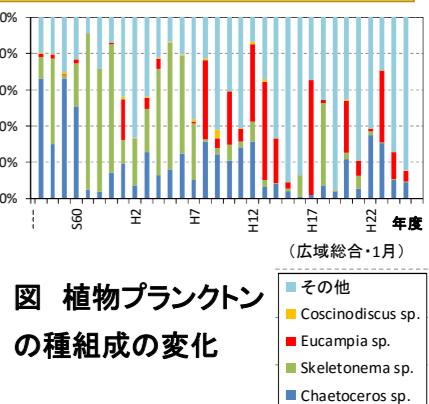
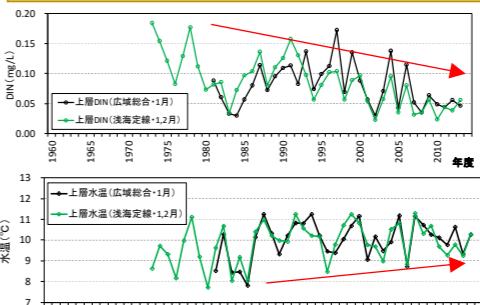
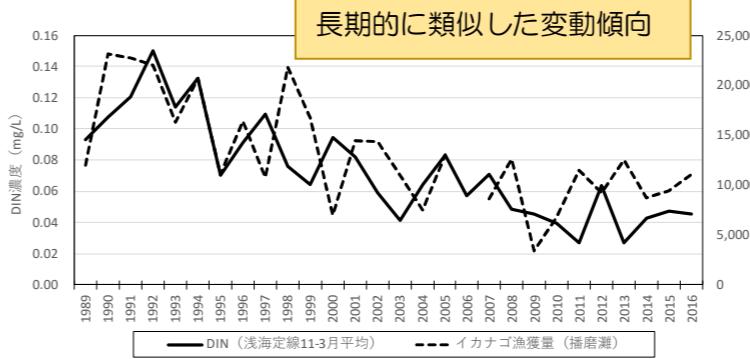


図 植物プランクトンの種組成の変化

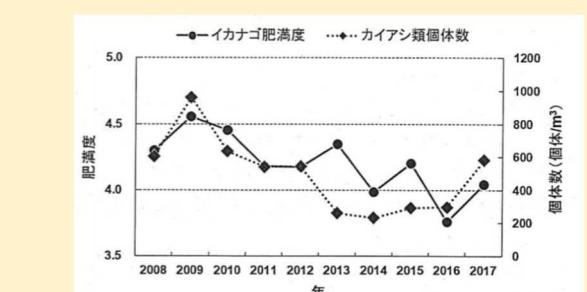
【イカナゴの餌環境について】^⑥

栄養塩類と水産資源の関係に係る検討及びこれまでの最新の研究成果等から、播磨灘東部のイカナゴ資源に対し、栄養塩、植物プランクトン、動物プランクトン等の餌環境といった低次生態系の変化が影響を与えていた可能性が示唆された



(これまでの最新の研究成果の一部)

- イカナゴの餌料生物であるカイアシ類は減少傾向を示し、イカナゴの肥満度との間に正の相関があったことが報告されている



- 伊勢湾産イカナゴで飼育実験を実施したところ成熟に必要な夏眠開始期の肥満度の閾値はおむね4.2と推定されることが報告されている

備讃瀬戸

【水環境等の状況と課題】

- 備讃瀬戸は、海域内に多くの島や狭い瀬戸を有し、場所により潮流の流向・流速が異なる。平均水深は全体的に浅いが、中央部の瀬戸では深い場所も見られる。中央部は流れが速く鉛直混合が盛んで、成層が発達しにくい一方、北～北西部の沿岸域は海域の中でも流れが比較的穏やかで、かつ河川水流入の影響を受けやすく、成層が発達しやすい。**[①]**
- 全体的に底質の泥分率が低く、有機物量が少ない。底生生物は北～中央部を中心に種類数や個体数の増加が見られる**[③]**。底層DOの年度最低値も比較的高い値を維持している。一方で、北西部の沿岸部は底質の泥分率が高く、有機物量が多い他**[③]**、夏季に赤潮が局所的に発生している**[②]**。
- 年によっては大型の珪藻赤潮が発生していること等により養殖ノリの色落ち被害が発生している**[④]**。
- 漁獲量は1980年に最大値に達した後、1985年にかけて急減し、漁獲量の大半をしめていた内海型のイカナゴの減少については海砂利採取による影響が指摘されている。**[⑤]**

■物理環境

【地形・流れ・流入河川の状況】**[①]**

中央部→比較的流れが速く、鉛直混合が発達している

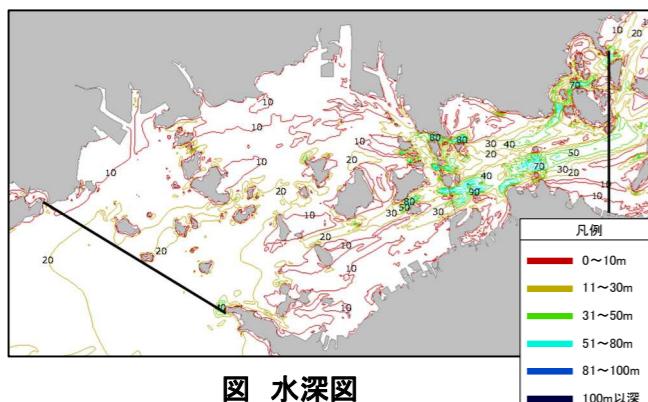


図 水深図



図 潮流図(備讃瀬戸西流最強時)

中央部

⇒ 流れが速く鉛直混合が盛んで、成層が発達しにくい
北～北西部沿岸域
⇒ 河川水流入の影響を受けやすく、成層が発達しやすい

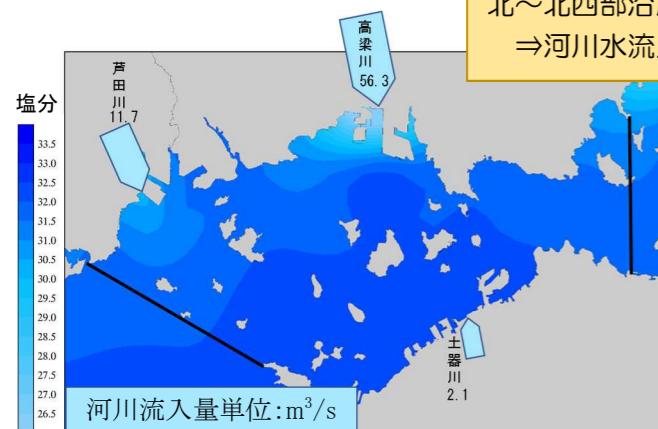


図 上層の塩分分布及び一級河川流入位置

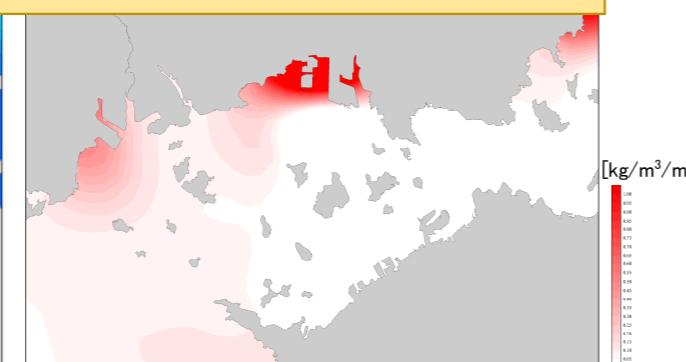


図 夏季(7月)の鉛直方向の密度勾配

■水環境

【赤潮の発生状況】**[②]**

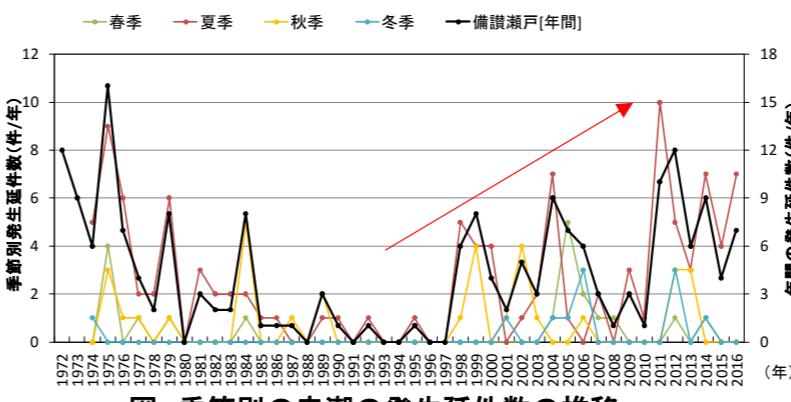


図 季節別の赤潮の発生件数の推移

北西部沿岸等で夏季に赤潮が局所的に発生



図 赤潮発生場所例(2014年8月)

【底質・底生生物の状況】**[③]**

(2015～2017年度)

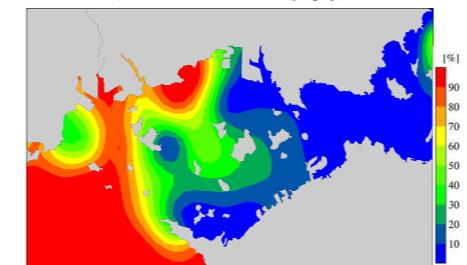


図 底質の泥分率の水平分布

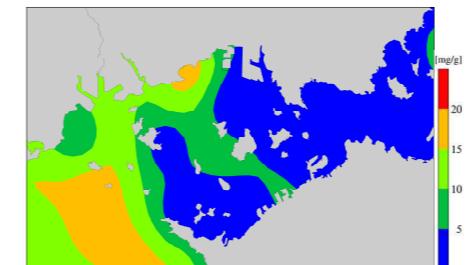
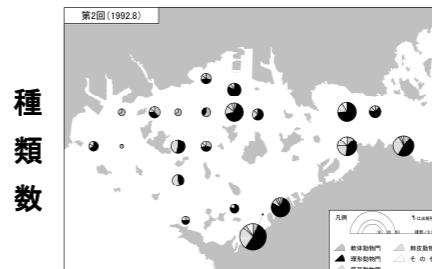


図 底質のTOCの水平分布図

- 全体的に泥分率が低く、有機物量が少ない
- 底生生物は北部から中央部を中心に種類数や個体数の増加が見られる

(1991～1994年度)

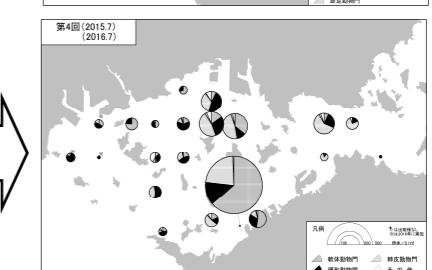
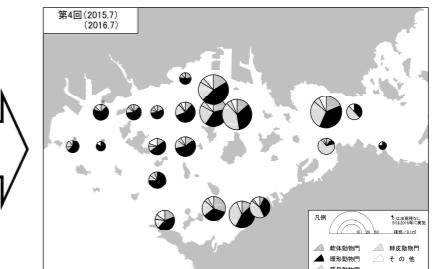


第2回(1992.8)

種類数

個体数

(2015～2017年度)



第4回(2015.7)(2016.7)

種類数の凡例拡大図

個体数の凡例拡大図

図 底生生物の水平分布図

■水産資源

【養殖ノリの色落ち】**[④]**

2012年の冬季～春季に中央～東部海域で
Eucampia (ユーカンピア) 属による養殖ノリの
色落ち被害が発生



図 赤潮発生場所例(2012年2月)

【漁獲量の変化状況】**[⑤]**

イカナゴの減少

⇒ 海砂利採取による影響が指摘

備讃瀬戸

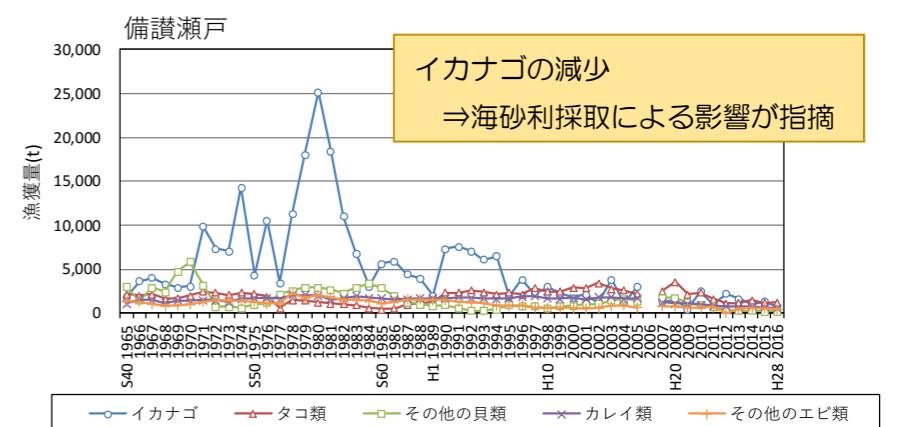


図 備讃瀬戸における漁獲量合計上位5種の漁獲量の推移

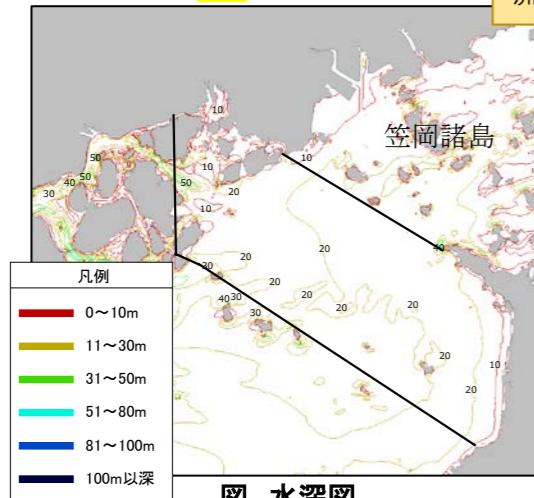
備後灘

【水環境等の状況と課題】

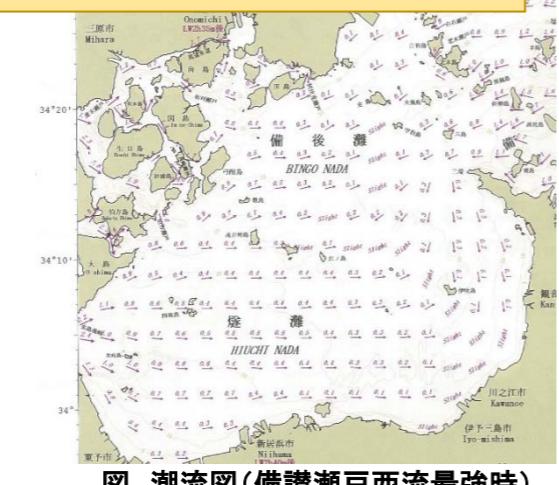
- 備後灘は、瀬戸内海の中央部に位置しており、東側は流れが速い備讃瀬戸と隣接している。備讃瀬戸から備後灘方面にかけて海域が急拡するため、流れは比較的遅い①。水深は約20mと浅く、底質の泥分率は広範囲で比較的高い値を示している⑥。
- 全窒素濃度は低下傾向を示している②。赤潮発生件数は1990年代にかけて減少傾向が見られるが、近年は年による変動が大きい③。近年は北西部の沿岸や中央～南部海域で発生している。
- 底層DOの年度最低値は、南東部では年変動が大きく年によっては2mg/Lを下回る地点が見られるが、一方、北西部ではおむね4mg/L以上で推移している④。
- 底質の有機物量は比較的多いが、減少傾向が見られる。底生生物は比較的少ないが、種類数や多様度指数の増加、無生物地点の解消が見られる⑤。
- 水産庁の湾・灘区分による燧灘、備後・芸予瀬戸の漁獲量は1977年に最大値、1985年にピークに達し、その後、1994年にかけて減少している。カタクチイワシの漁獲量が大半を占めている⑥。(備後灘及び燧灘は水産庁の湾・灘区分と大きく異なるため、燧灘、備後・芸予瀬戸の合計の漁獲量を計上している。)

■物理環境

【地形・流れの状況】①

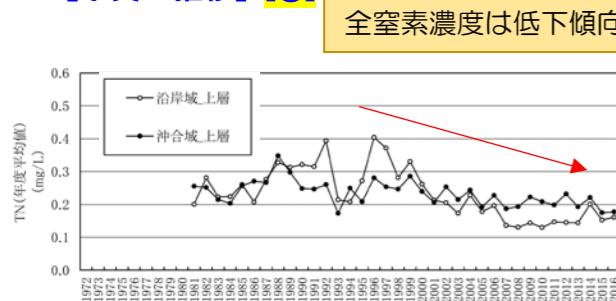


流れが比較的遅く、水深は約20mと浅い

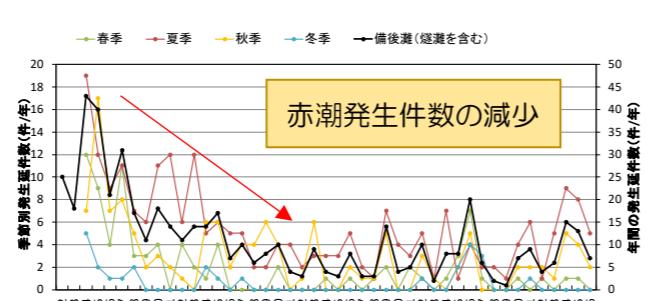


■水環境

【水質の推移】②

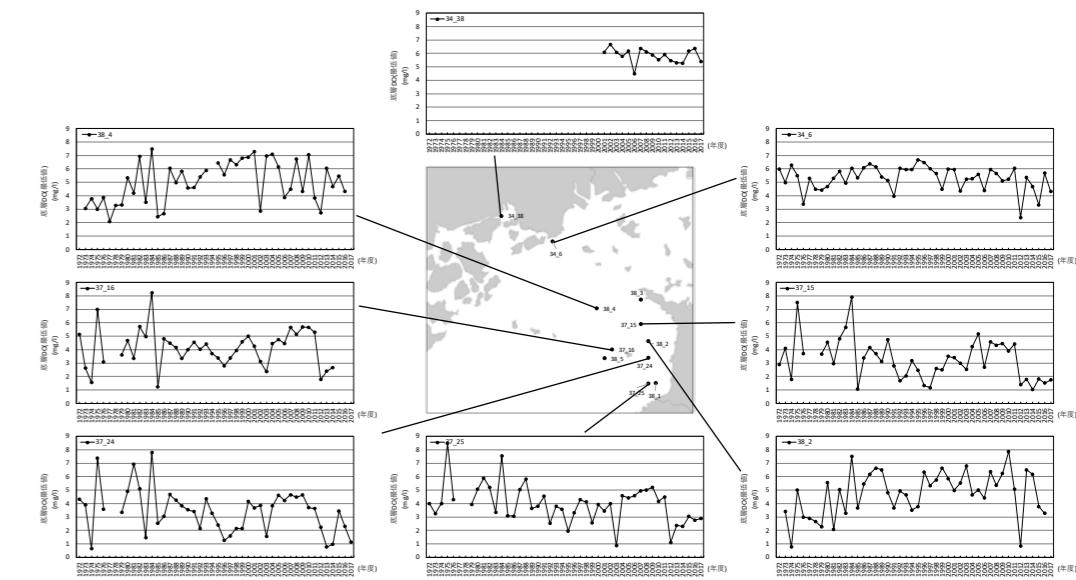


【赤潮の発生状況】③



【底層DOの状況】④

- 南東部では年変動が大きく年によっては2mg/Lを下回る地点が見られる
- 一方、北西部ではおむね4mg/L以上で推移



右図 浅海定線調査における底層DO年度最低値の推移

【底質・底生生物の状況】⑤

- 全体的に泥分率が高く、有機物量が比較的多い
- 底生生物は北部から中央部を中心に種類数や個体数の増加が見られ、無生物地点は解消されている

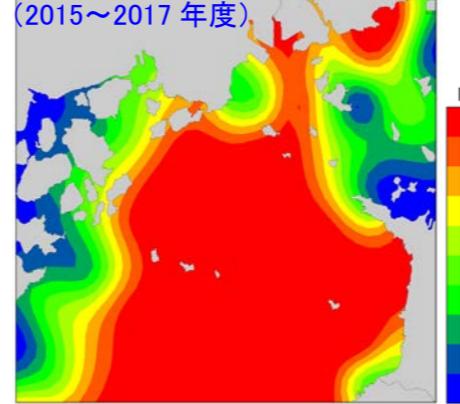
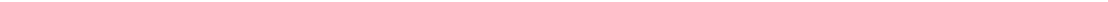
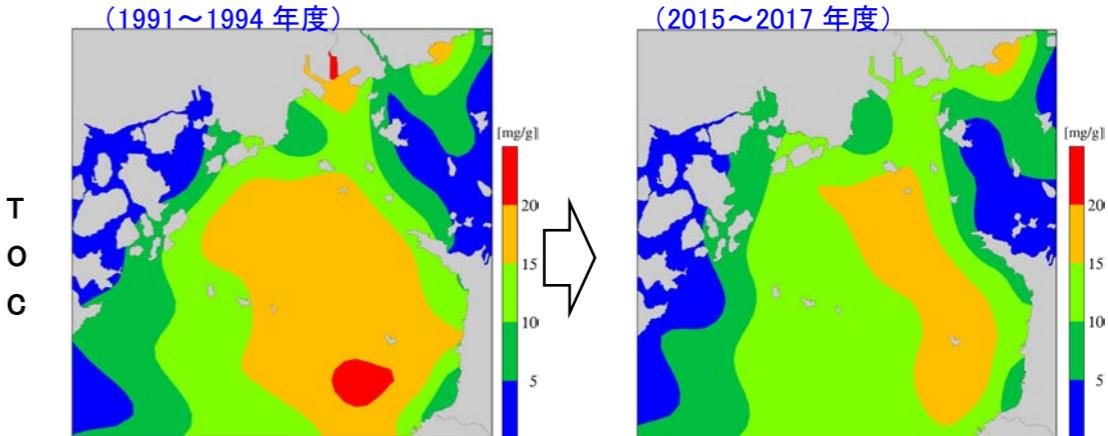
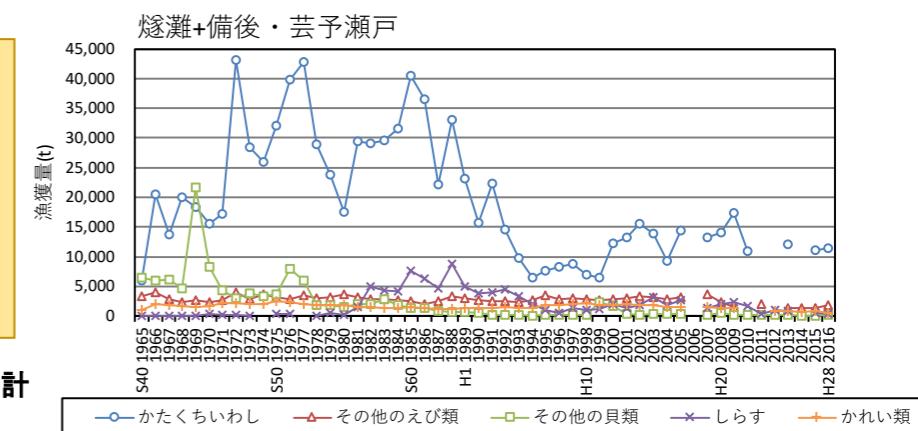


図 底質の泥分率の水平分布

■水産資源

【漁獲量の変化状況】⑥

- 水産庁の湾・灘区分による燧灘、備後・芸予瀬戸の漁獲量は1977年に最大値、1985年にピークに達し、その後、1994年にかけて減少している
- カタクチイワシの漁獲量が大半を占めている



右図 備後灘(燧灘を含む)における漁獲量合計
上位5種の漁獲量の推移

燧灘

【水環境等の状況と課題】

- 燐灘は、北西部に位置する芸予諸島の来島海峡等の水道部では流れが速いが、南西～東部海域は大きく開けた湾形状であるため、流れが遅く海水が停滞しやすい [①]。
- 全窒素・全りん濃度は沿岸域の全りん濃度を除き、低下傾向を示している [②]。
- 赤潮発生件数は1990年代にかけて減少傾向が見られるが、近年は年による変動が大きい [③]。
- 底質については、南西～東部海域で泥分率が高く、有機物量が比較的多い。南西～東部海域で有機物量は減少傾向が見られる。底生生物については東部海域において無生物地点が解消されている [④]。
- 水産庁の湾・灘区分による燧灘、備後・芸予瀬戸の漁獲量は1977年に最大値、1985年にピークに達し、その後、1994年にかけて減少している。カタクチイワシの漁獲量が大半を占めている [⑤]。（備後灘及び燧灘は水産庁の湾・灘区分と大きく異なるため、燧灘、備後・芸予瀬戸の合計の漁獲量を計上している。）（再掲）

■物理環境

【地形・流れの状況】 [①]

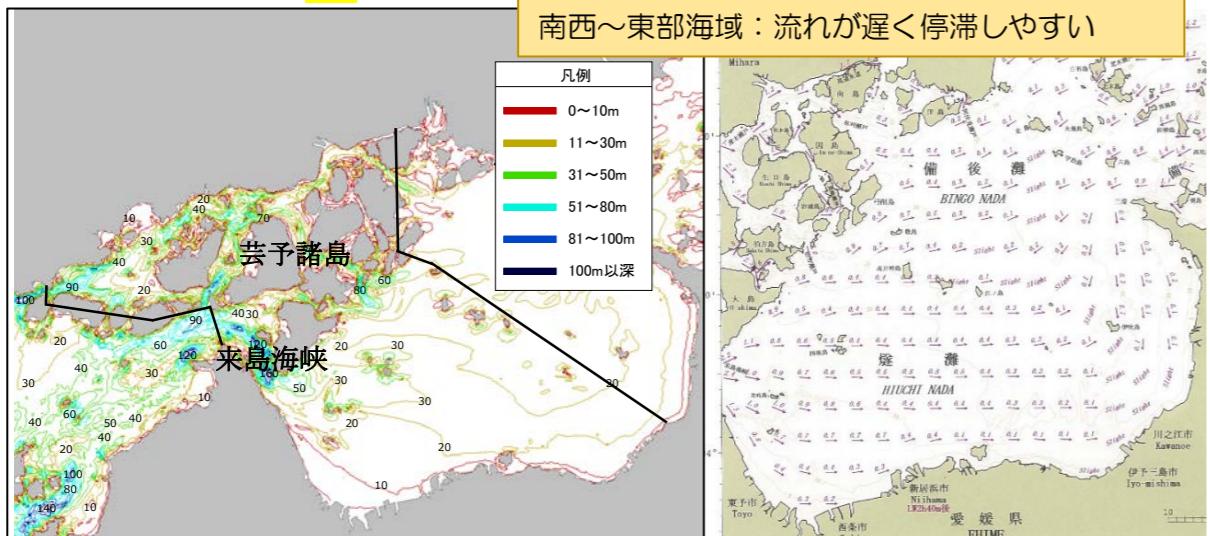
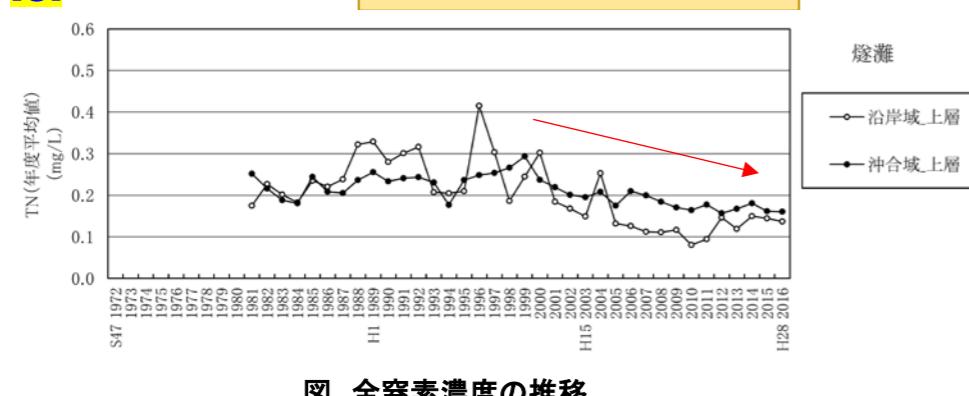


図 水深図

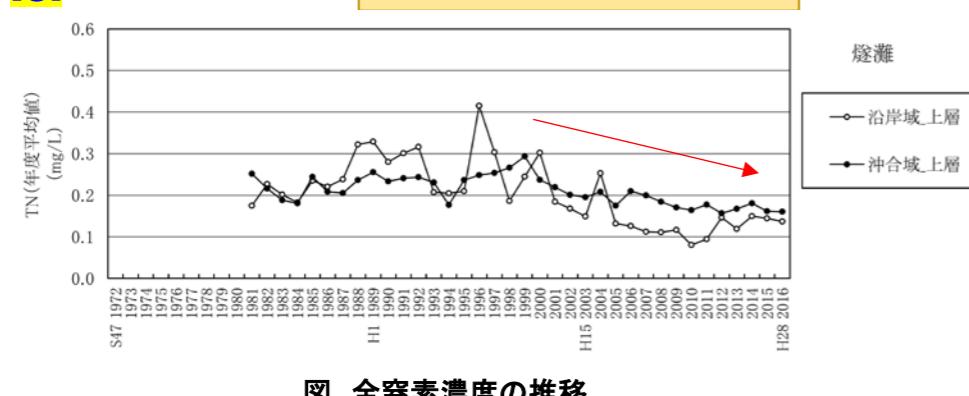
全窒素濃度は経年に低下傾向



■水環境

【水質の推移】 [②]

全窒素濃度は経年に低下傾向



【赤潮の発生状況】 [③]

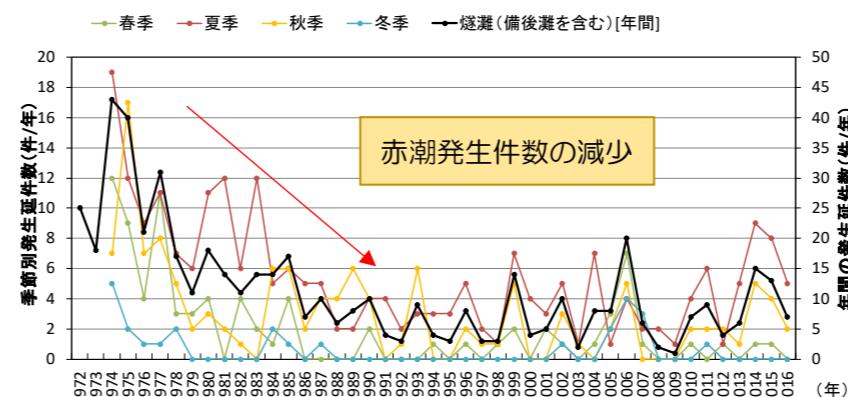


図 季節別の赤潮の発生件数の推移

近年は主に芸予諸島より南側の海域で
夏～秋季を中心に発生

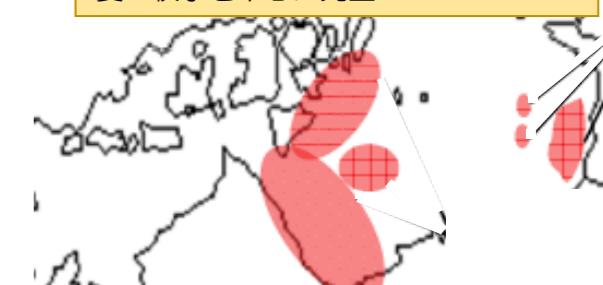


図 赤潮発生場所例(2015年8月)

【底質・底生生物の状況】 [④]

- 南西～東部海域は底質の泥分率が高く、有機物量が比較的多い
- 南西～東部海域で有機物量は減少傾向が見られる
- 底生生物については個体数・種類数ともに北西部海域で多く、東部海域で少ない分布傾向を示し、東部海域において無生物地点は解消されている

種類数



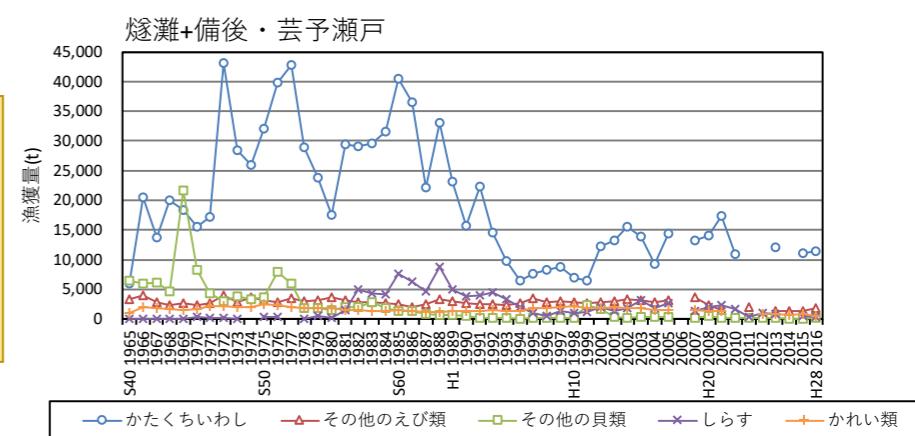
図 底質及び底生生物の水平分布図

■水産資源

【漁獲量の変化状況】 [⑤]

- 水産庁の湾・灘区分による燧灘、備後・芸予瀬戸の漁獲量は1977年に最大値、1985年にピークに達し、その後、1994年にかけて減少している
- カタクチイワシの漁獲量が大半を占めている（再掲）

右図 燐灘(備後灘を含む)における漁獲量合計
上位5種の漁獲量の推移(再掲)



安芸灘

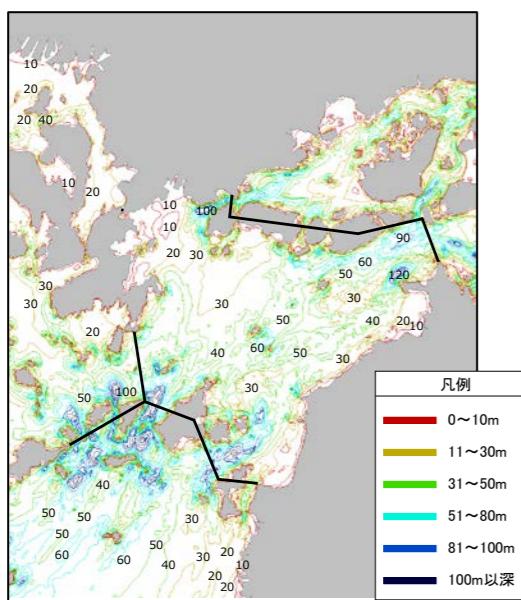
【水環境等の状況と課題】

- 安芸灘は、潮流が比較的速い海域であるが、北西部は、中央～南部に比べて流れが遅い^①。
- 全窒素濃度の低下傾向^②にあり、近年赤潮は発生していない。
- 底層DOの年度最低値はおおむね6mg/L程度と高い値で推移している。
- 底質の有機物量は、北西部海域で比較的多い傾向にあるが、減少している。底生生物については種類数・個体数は増加傾向であり、北西部海域の無生物地点は解消されている^③。
- 水産庁の湾・灘区分による安芸灘（広島湾を含む）の漁獲量は1970年代に減少したもの、1988年にかけて増加し、その後はおおむね横ばいで推移している。貝類等の内海型の漁獲量は長期的に減少している一方で、カタクチイワシ等の交流型の漁獲量は長期的に増加している^④。

■物理環境

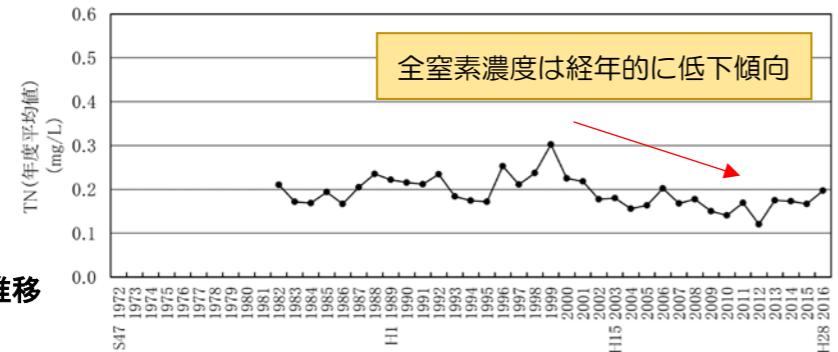
【地形・流れの状況】^①

北西部海域では流れが遅く、中央～南部海域では流れが速い



■水環境

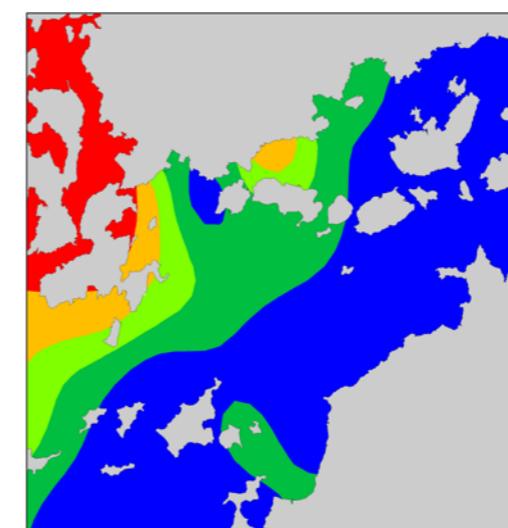
【水質の推移】^②



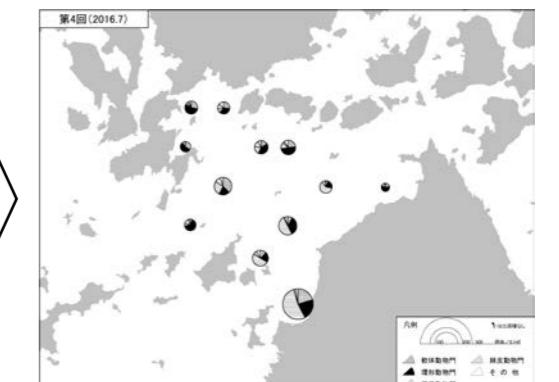
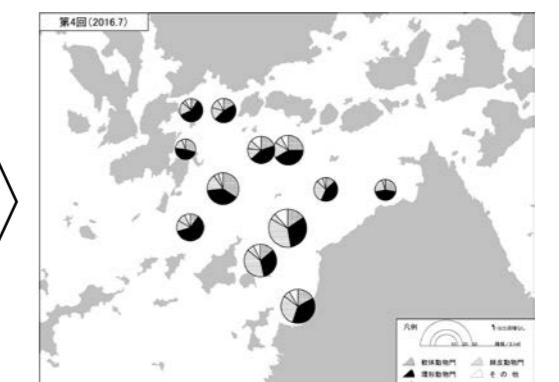
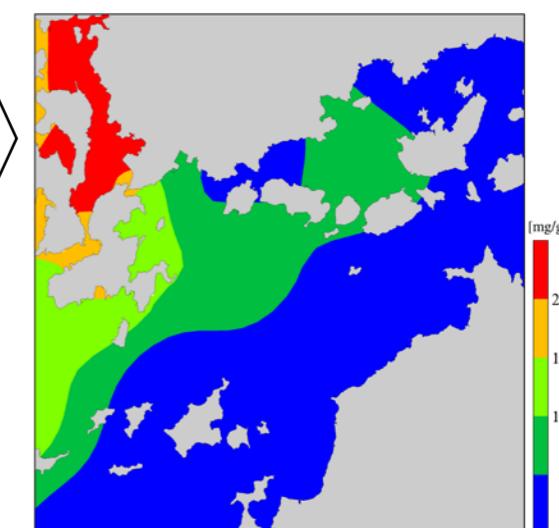
【底質・底生生物の状況】^③

- 中央～南部海域では底質の泥分率が低く、有機物量が少ないのでに対し、北西部海域では泥分率が比較的高く、有機物量が比較的多い。
- 北西部海域において有機物量が減少
- 底生生物の種類数・個体数は増加傾向であり、北西部海域の無生物地点は解消されている

(1991～1994年度)



(2015～2017年度)



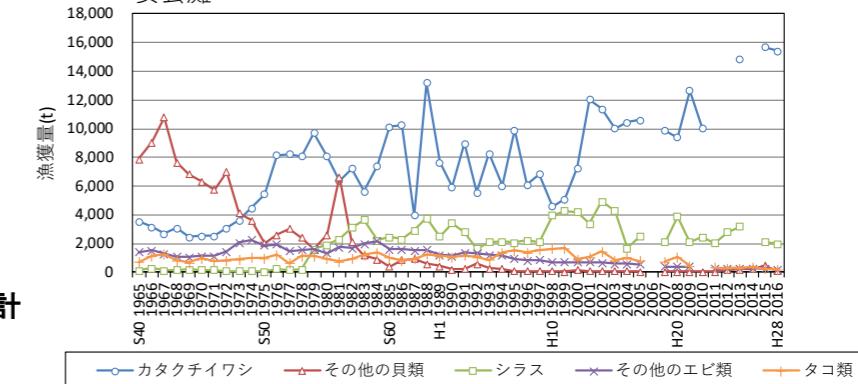
右図 底質及び底生生物の水平分布図

■水産資源

【漁獲量の変化状況】^④

- 貝類等の内海型の漁獲量は長期的に減少している一方で、カタクチイワシ等の交流型の漁獲量は長期的に増加

安芸灘



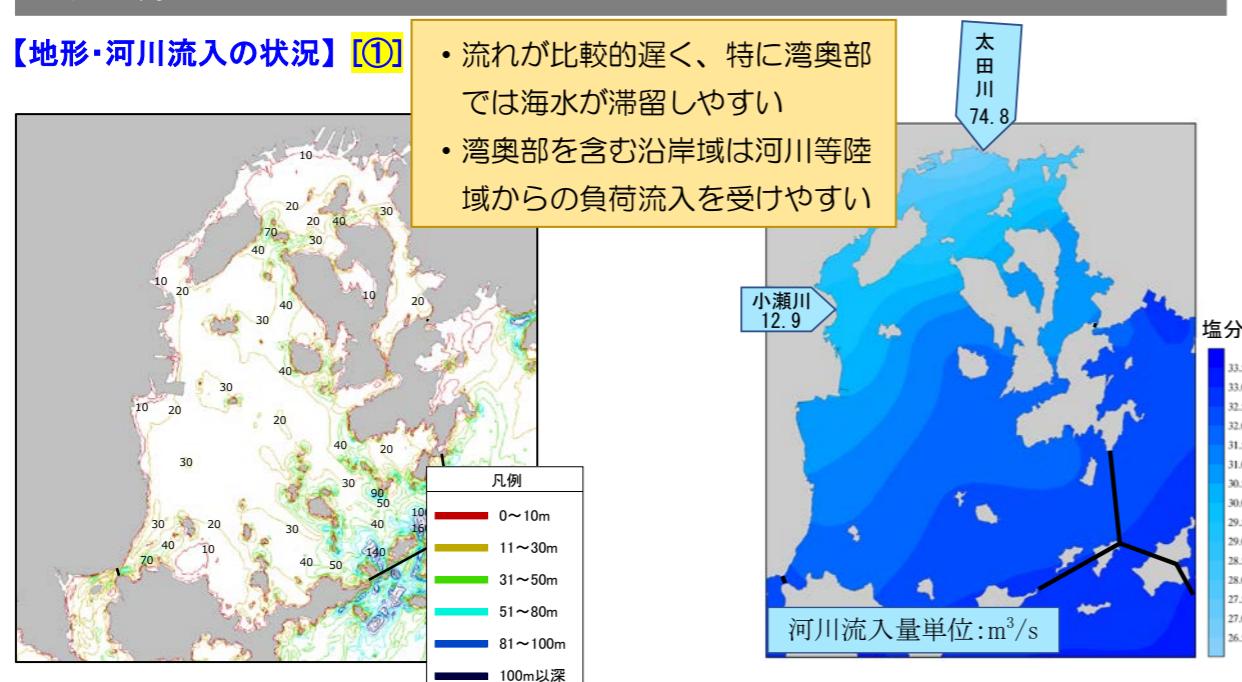
広島湾

【水環境等の状況と課題】

- 広島湾は、閉鎖性の強い湾形状となっており、南東部の水道付近を除き流れが比較的遅く、特に湾奥部は海水が滞留しやすい[①]。
- 湾奥部を含む沿岸域は河川等陸域からの負荷流入の影響を受けやすく、成層が発達しやすい[①]。
- 全窒素・全りん濃度（沿岸域の全りん濃度を除く）の低下[②]や赤潮の発生件数の減少[③]が認められるが、湾奥部及び西部の沿岸～南部海域では近年も赤潮が発生[③]し、漁業被害が発生している。
- 底層DOの年度最低値は、湾奥部でおおむね1～4mg/L程度、中央～南部海域ではおおむね5～7mg/L程度で推移している[③]。
- 底質の有機物量は広範囲で減少傾向を示しており、底生生物の種類数・個体数・多様度指数の増加や無生物地点の解消が見られる[④]。
- 広島県の養殖収穫量は、カキ養殖が多くを占める。広島県では2005年以降、漁場生産力等に応じた養殖規模による、カキの年間生産量の目標値を設定しており、近年の収穫量はおおむね横ばいで推移している[⑥]。また、カキの養殖については、採苗不調や生育不良が指摘されている。

■物理環境

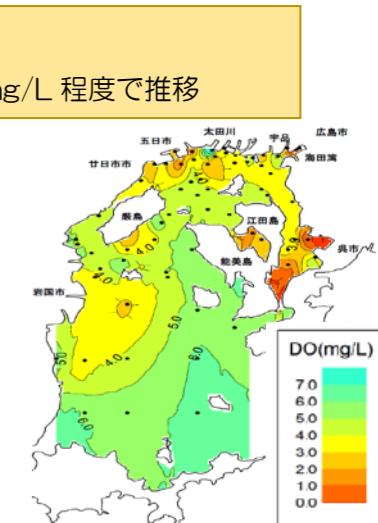
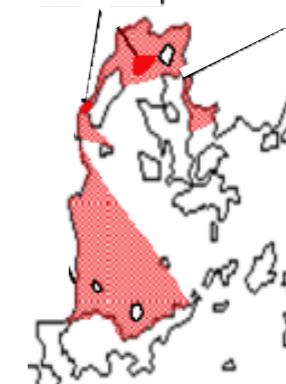
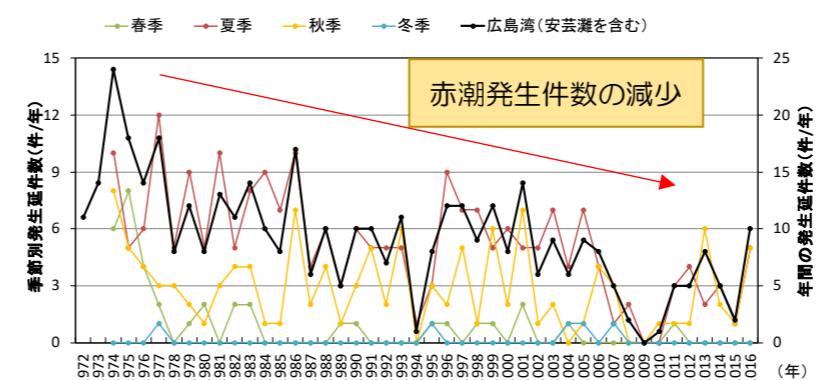
【地形・河川流入の状況】[①]



- 流れが比較的遅く、特に湾奥部では海水が滞留しやすい
- 湾奥部を含む沿岸域は河川等陸域からの負荷流入を受けやすい

【赤潮・貧酸素水塊の発生状況】[③]

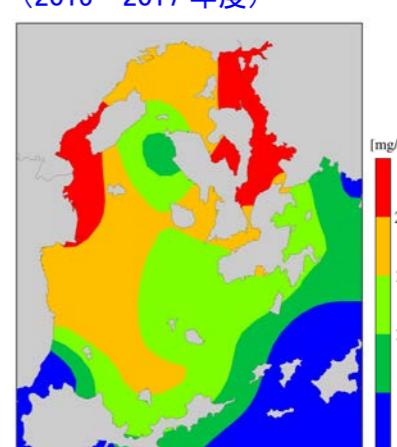
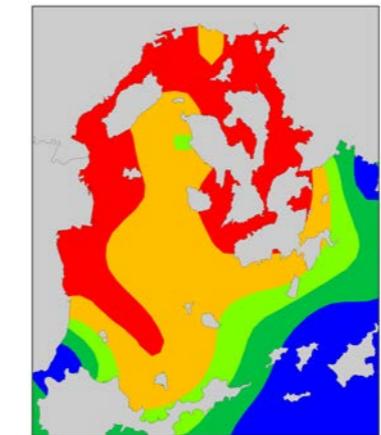
- 近年は主に湾奥部及び西部の沿岸～南部海域で赤潮が発生
- 底層DOは湾奥部でおおむね1～4mg/L程度、中央～南部海域ではおおむね5～7mg/L程度で推移



【底質・底生生物の状況】[④]

- 底質の有機物量は広範囲で減少傾向
- 底生生物の種類数・個体数・多様度指数の増加や無生物地点の解消が見られる

(1991～1994年度)

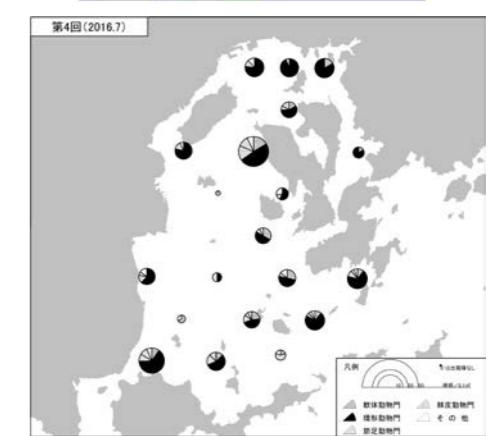
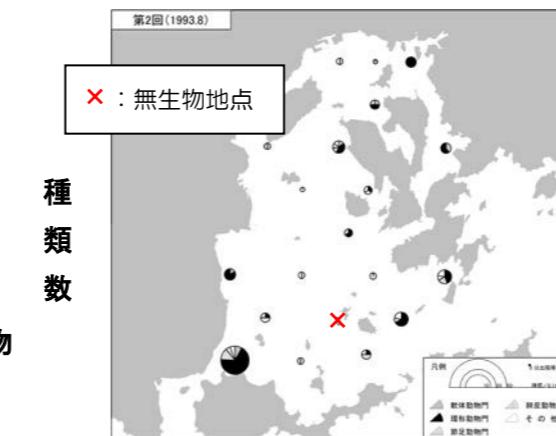


(2015～2017年度)

種類数の凡例拡大図



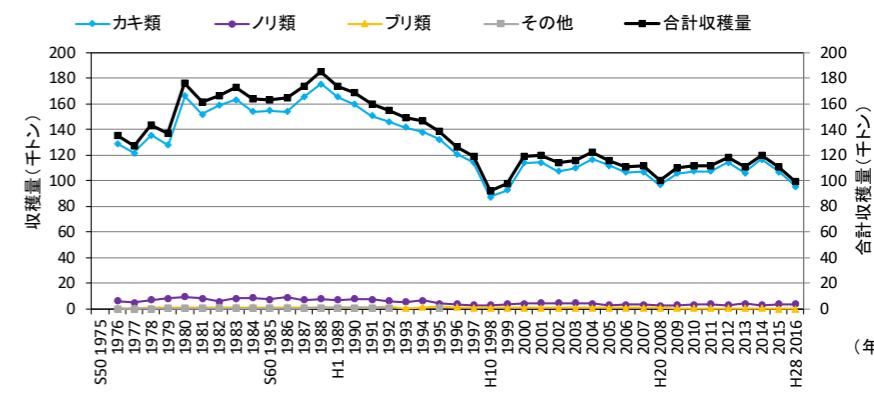
右図 底質及び底生生物の水平分布図



■水産資源

【養殖収穫量の変化状況】[⑤]

- 広島県の養殖収穫量は、カキ養殖が多くを占める
- 広島県では2005年以降、漁場生産力等に応じた養殖規模による、カキの年間生産量の目標値を設定しており、近年の収穫量はおおむね横ばいで推移している
- 採苗不調や生育不良が指摘されている



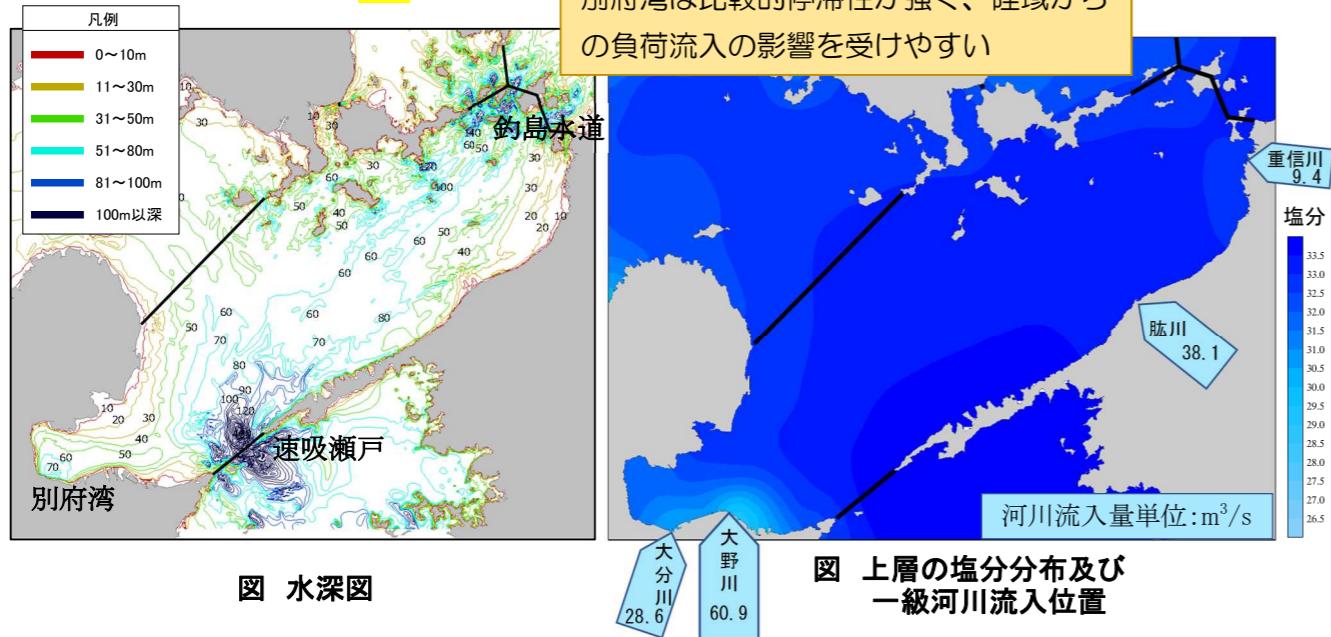
伊予灘

【水環境等の状況と課題】

- 伊予灘は、潮流が卓越しており、特に速吸瀬戸や釣島水道付近の流れが速い。一方、別府湾は海水の停滞性が強く、一級河川が流入しており、塩分が低い①。
- 全窒素・全りん濃度は沿岸域の全りん濃度を除き低下傾向を示しており②、別府湾では夏季のクロロフィルaも低下傾向を示している。
- 比較的流れが速い東～中央部海域では、近年赤潮の発生は見られず③、底質の泥分率は低く、有機物量も少ない④。
- 別府湾は、夏季を中心に局所的に赤潮が発生している⑤。底質の泥分率が高く、有機物量が多いが、有機物量については減少傾向を示している⑥。
- 底生生物は東～中央部海域で種類数・個体数が増加を示しているが、別府湾奥は種類数・個体数が極端に少なく、無生物地点も存在している⑦。
- 水産庁の湾・灘区分による伊予灘の主要な魚種であるカタクチイワシは、1970年に最大値に達した後、1998年にかけて減少している。一方、シラスは1980年代前半から2000年代にかけて増加し、その後おおむね横ばいで推移している⑧。

■物理環境

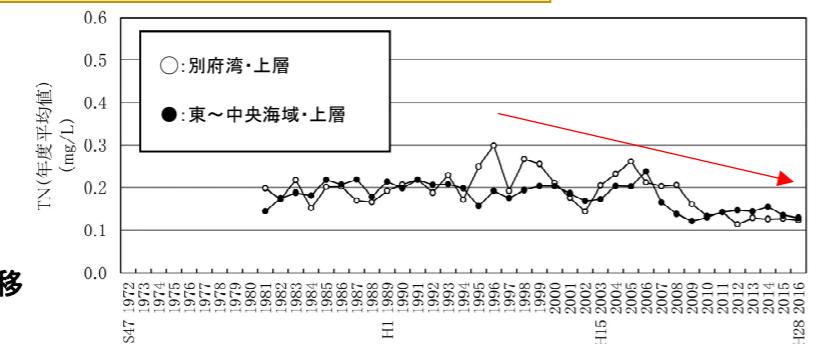
【地形・河川流入の状況】①



■水環境

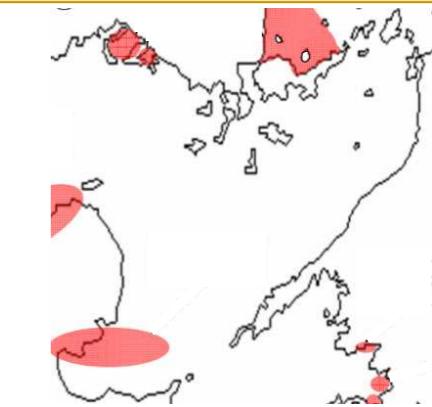
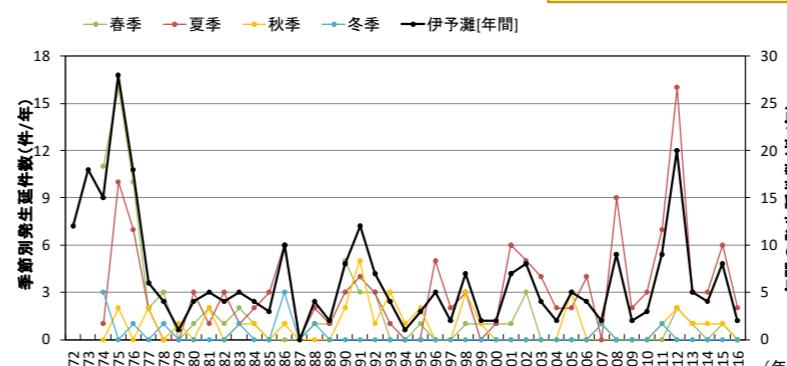
【水質の推移】②

全窒素濃度は経年的に低下傾向



【赤潮の発生状況】③

近年は主に別府湾及び別府湾周辺海域で局所的に赤潮が発生



【底質・底生生物の状況】④

- 別府湾で底質の泥分率が高く、有機物量が多いが、有機物量は減少傾向を示している
- 底生生物は東～中央部海域で種類数・個体数が増加を示しているが、別府湾奥は種類数・個体数が極端に少なく、無生物地点も存在している

種類数の凡例拡大図

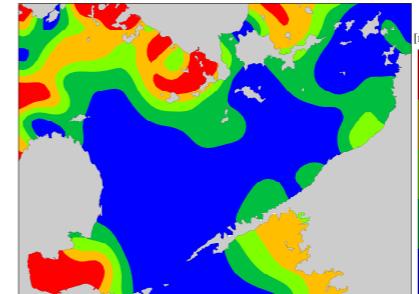


個体数の凡例拡大図



×:無生物地点

(1991～1994年度)



(2015～2017年度)

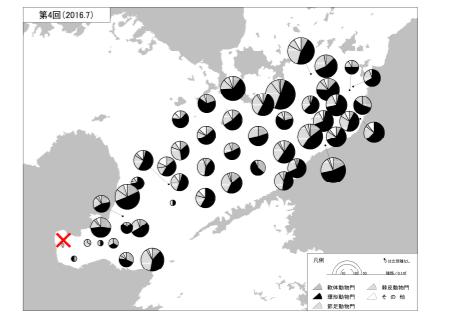
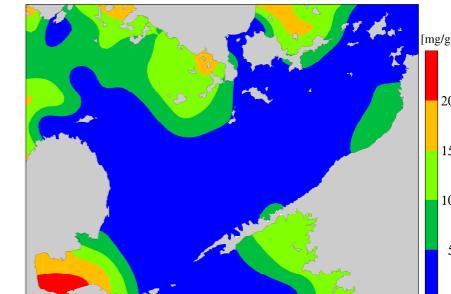


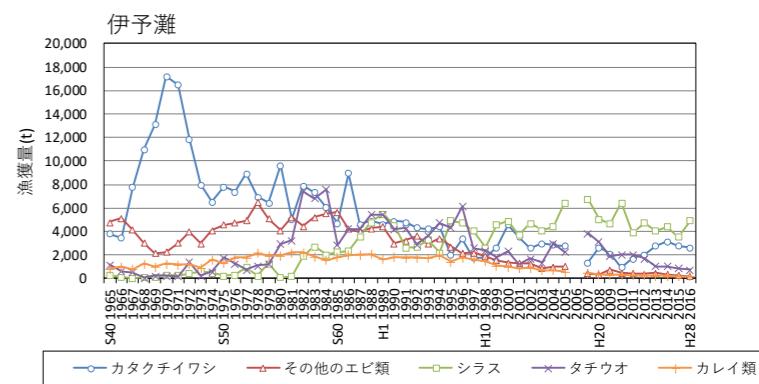
図 底質及び底生生物の水平分布図

■水産資源

【漁獲量の変化状況】⑤

- カタクチイワシ：1970年に最大値に達した後、1998年にかけて減少
- シラス：1980年代前半から2000年代にかけて増加し、その後おおむね横ばいで推移

右図 伊予灘における漁獲量合計上位5種の漁獲量の推移



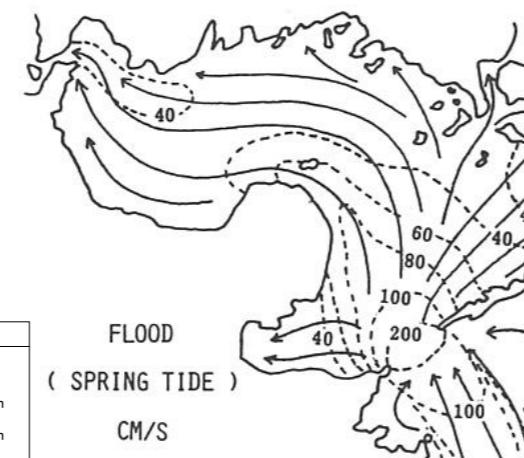
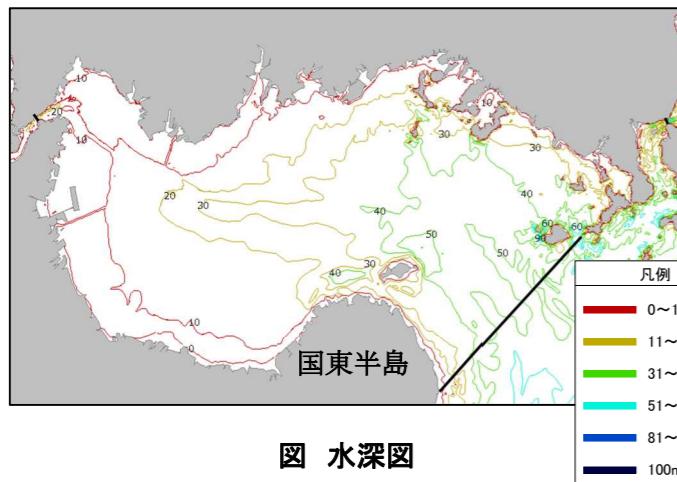
周防灘

【水環境等の状況と課題】

- 周防灘は、東側で水深が深く、西側に向かって浅くなり、西側の沿岸は水深 10m 以下の広範囲で干潟が存在している。国東半島沖合周辺及び関門海峡で流れが速い[①]。
- 流れが比較的速い南東海域では底質の泥分率が低く、有機物量が少ないのに対し、流れが遅い北東部の沿岸及び南西部海域では泥分率が高く、有機物量が多い[①・④]。
- 海域における全窒素・全りん濃度は、沖合域の全りん濃度を除き低下傾向を示している[②]。また、DIN 濃度も低下傾向を示している。
- 赤潮発生件数は減少傾向が見られるものの、近年は年間 10~40 件程度と変動が大きく、夏季に沿岸域で局的に発生することが多い[③]。赤潮による漁業被害を見ると、主に夏季を中心に沿岸域においてに養殖魚介類等のへい死が発生している[③]。
- 底質の有機物量は、広範囲で減少傾向が見られ、底生生物も、広範囲で種類数・個体数が増加傾向を示し、南西部海域の無生物地点は解消されている[④]。
- 周防灘の漁獲量は、アサリ類、その他貝類の漁獲が多く、これらの変動が 1970 年代・1980 年代の漁獲量に大きく影響している。アサリ類は、1960 年代から増加し、1985 年に最大値を示した後 1986 年から 1991 年までに急減し、その後近年まで低位で推移している[⑤]。

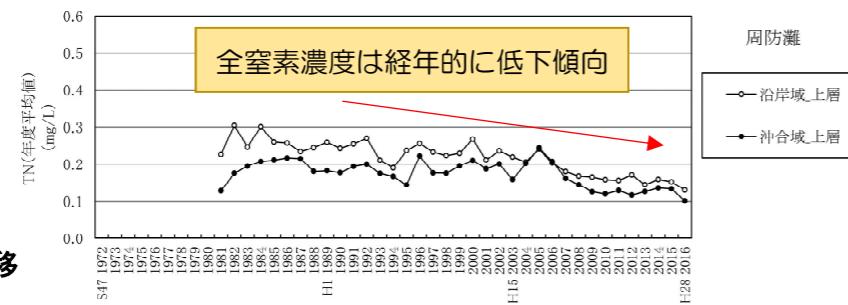
■物理環境

【地形・流れの状況】[①]



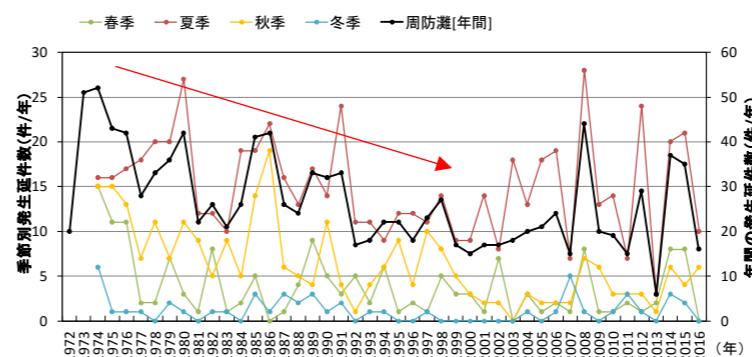
■水環境

【水質の推移】[②]

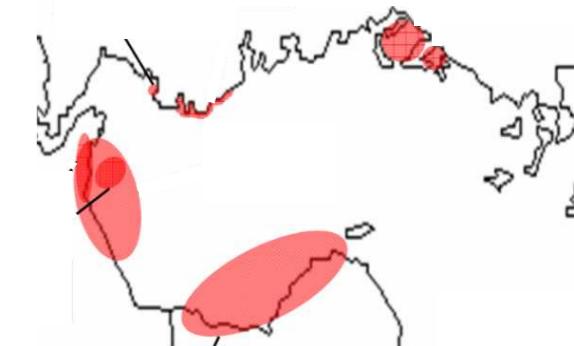


【赤潮の発生状況】[③]

赤潮発生件数は減少傾向が見られるものの、近年は年間 10~40 件程度と変動が大きい



夏季に沿岸域で局的に発生することが多い
⇒ 有害・有毒赤潮による養殖養魚介類等のへい死



【底質・底生生物の状況】[④]

- 南東海域では泥分率が低く、有機物量が少ない
- 北東部の沿岸及び南西部海域では泥分率が高く、有機物量が多い
- 広範囲で有機物が減少している
- 底生生物も、広範囲で種類数・個体数が増加傾向を示し、南西部海域の無生物地点は解消されている

種類数



個体数

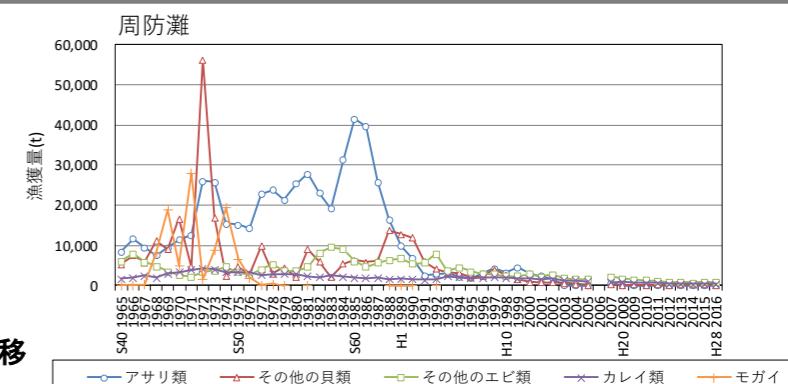


■水産資源

【漁獲量の変化状況】[⑤]

アサリ類：1960 年代から増加し、1985 年に最大値を示した後 1986 年から 1991 年までに急減し、その後近年まで低位で推移

右図 周防灘における漁獲量合計上位5種の漁獲量の推移



豊後水道

【水環境等の状況と課題】

- 豊後水道は、黒潮を起源とする暖水が定期的に表層から侵入する「急潮」と、底部陸棚斜面から侵入する「底入り潮」があり、外海水の影響を強く受ける。外海水は東側から流入し北上し、内海水は西側を南下する。中央部海域は潮流が卓越し流れが速いのに対し、沿岸部は地形が入り組み多くの内湾を有していて海水の停滞性が強い[①]。
- 海域における全窒素濃度は有意な変化傾向は見られないが、全りん濃度は低下傾向を示している。
- 赤潮発生件数は、1990年代後半から2000年代にかけて増加傾向が見られ、特に夏季に大きく増加しており、沿岸部で局所的に発生している[②]。
- 愛媛県及び大分県は日本有数の養殖産地であり、東部沿岸及び西部沿岸に魚類養殖場が多い。
- 愛媛県南太平洋区の養殖収穫量において、ブリ類は1980年代から1990年代に収穫の多くを占めていたが、長期的に減少傾向を示している。また、タイ類は1980年代前半から2003年頃にかけて増加しており、1990年代後半からタイ類は収穫の多くを占めている。大分県南太平洋区の養殖収穫量は1980年代から長期的に増加しており、ブリ類が収穫の多くを占めている[④]。
- 近年の赤潮による漁業被害を見ると、夏季を中心に沿岸部で *Karenia* (カレニア) 属、*Heterosigma* (ヘテロシグマ) 属による養殖魚介類等のへい死が発生している[③]。

■水環境

【赤潮の発生状況】 [②]

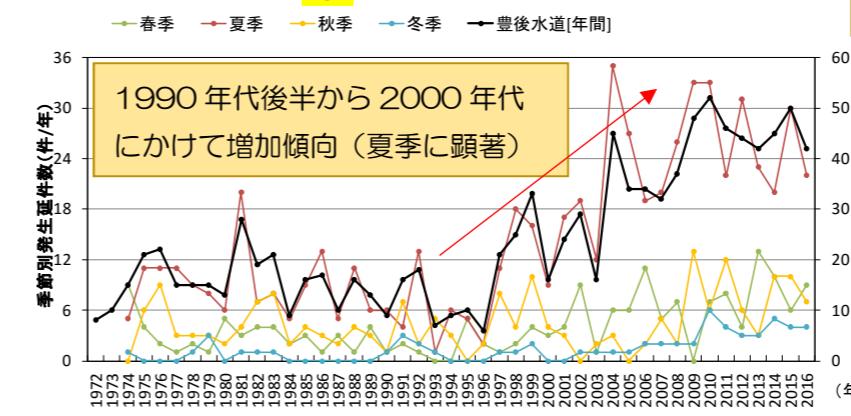


図 季節別の赤潮の発生件数の推移

近年は沿岸部で局所的に発生することが多い

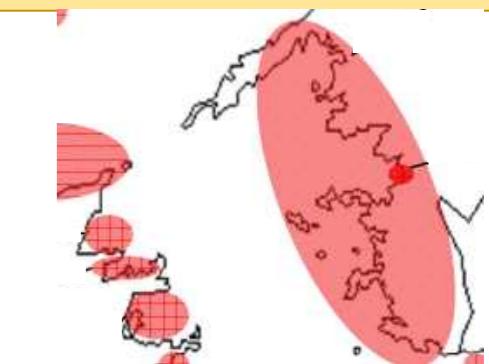


図 赤潮発生場所例(2015年8月)

■水産資源

【魚類養殖と赤潮】 [③]

Karenia (カレニア) 属、*Heterosigma* (ヘテロシグマ) 属等による赤潮の発生が多く、夏季を中心に沿岸部で養殖魚介類等のへい死が発生

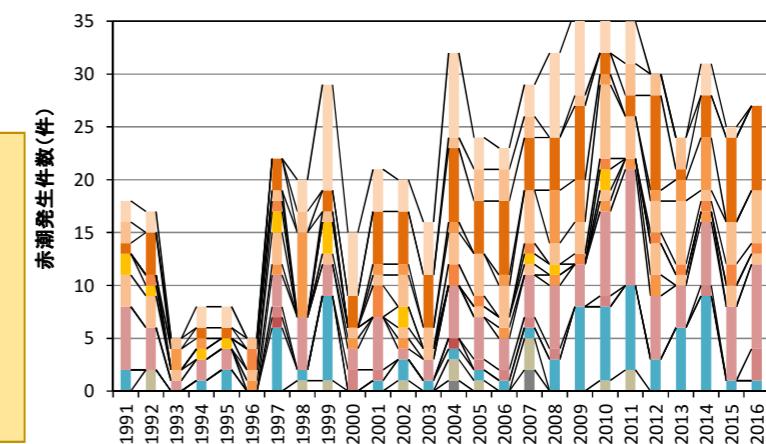


図 赤潮構成プランクトン別の発生件数の推移

豊後水道における赤潮による漁業被害件数は、1996年以前は年間0~3件であったが、1997年以降は4件以上発生する年が多く見られる

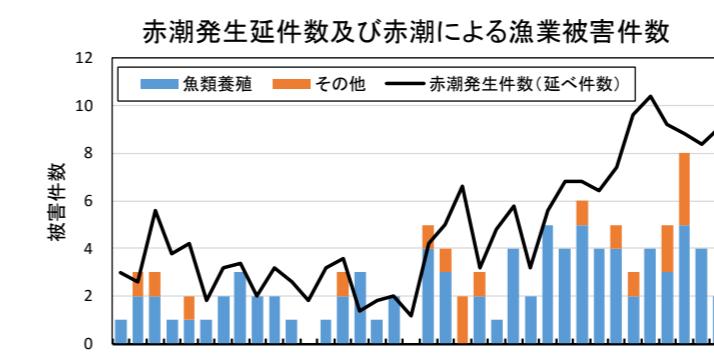


図 豊後水道で発生した赤潮による漁業被害件数の推移

【養殖収穫量の変化状況】 [④]

愛媛県及び大分県は日本有数の養殖産地

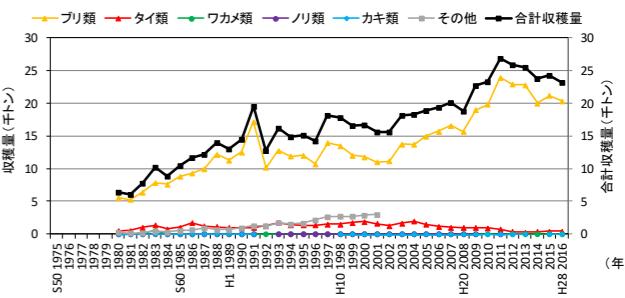
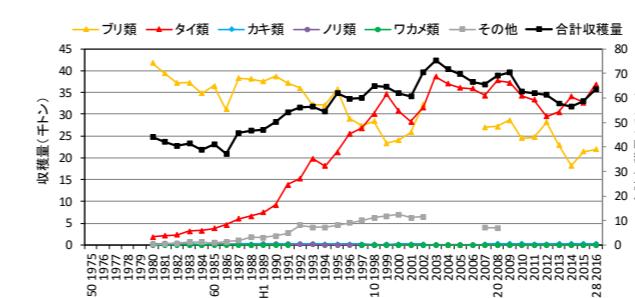
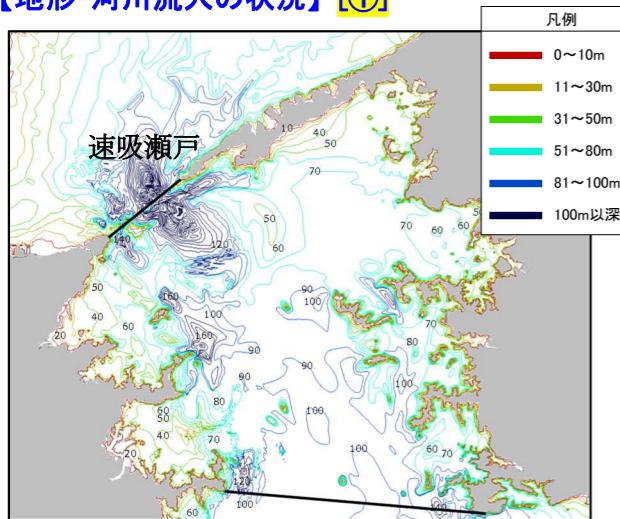


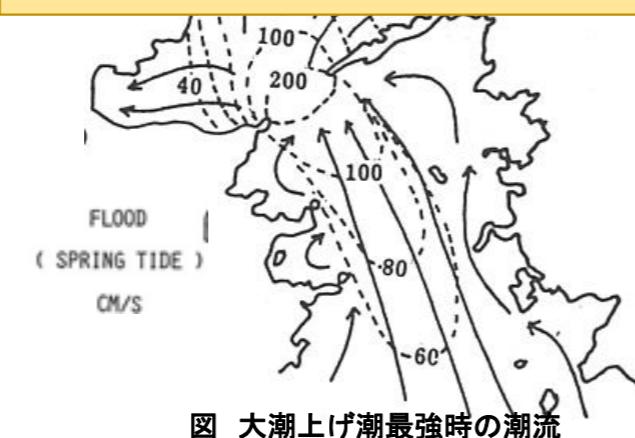
図 愛媛県(南太平洋区)(左図)及び大分県(南太平洋区)(右図)における養殖収穫量の推移

■物理環境

【地形・河川流入の状況】 [①]



中央部海域：潮流が卓越し流れが速い
沿岸部：地形が入り組んでいて海水の停滞性が強い



右図 豊後水道における外海水の流入

内海水の流出は西側（大分県側）からであり、夏季は中層から表層を通って流出し、冬季は底層を通して流出する。外海水は東側（愛媛県側）から流入する。また、黒潮を起源とする暖水が定期的に表層から侵入する「急潮」と、底部陸棚斜面から侵入する「底入り潮」があり、外海水の影響を強く受ける

響灘

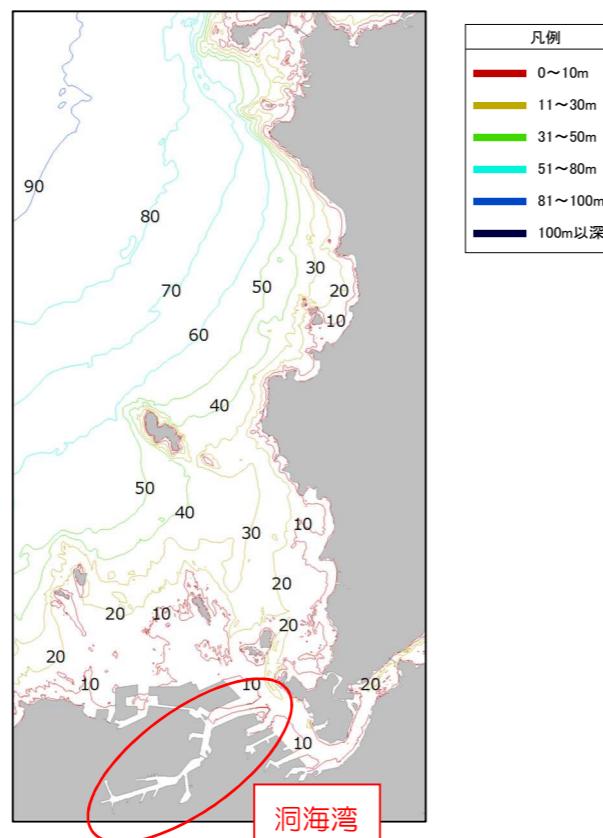
【水環境等の状況と課題】

- 響灘は、北西部は外洋に面しており、南部には閉鎖性が強く、陸域からの負荷流入の影響を受けやすい洞海湾を有している①。
- 洞海湾では、1990年代までは窒素・りんの濃度が高く、夏季を中心に貧酸素水塊が形成されていたが、流入負荷量の削減①により、海域の窒素・りん濃度は大きく低下し②、2011年には湾内全域にわたってDO濃度が3mg/L以上となっている②。

■物理環境

【地形・発生負荷量の状況】①

洞海湾は、閉鎖性が強く、陸域からの負荷流入の影響を受けやすい



TNの発生負荷量は1994年以降、TPの発生負荷量は1979年以降減少している

図 水深図

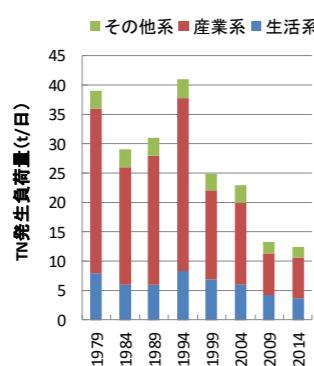
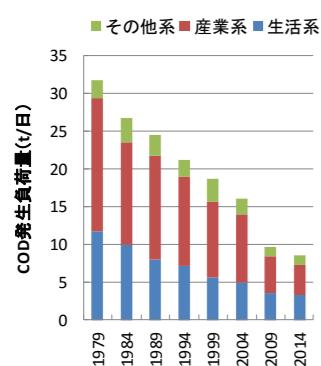
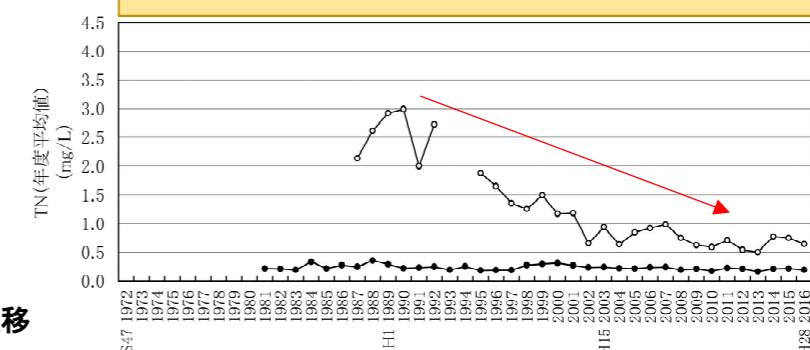


図 発生負荷量の推移

■水環境

【水質の推移】②

全窒素、全りん濃度は特に洞海湾において大きく低下



右図 全窒素濃度の推移

洞海湾では、1990年代後半から2000年代後半にかけてアンモニア態窒素とリン酸態リンが大幅に低下

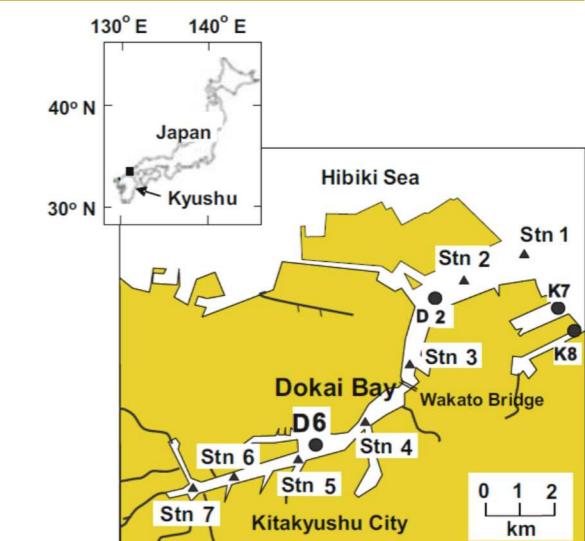
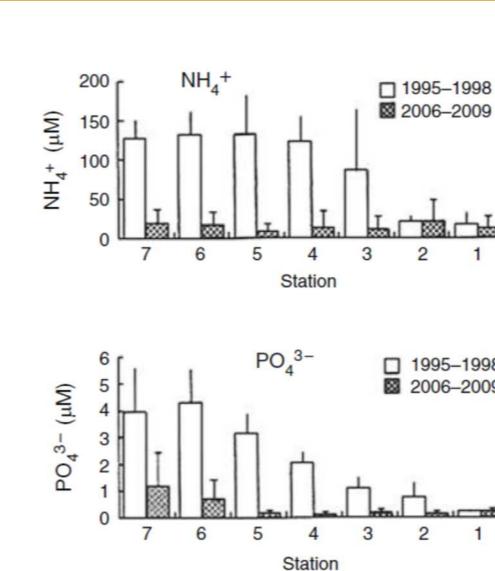


図 洞海湾における栄養塩濃度の変化

洞海湾では1994年には貧酸素水塊が大規模に形成されていたが、2006年には縮小し、2011年には湾内全域にわたってDO濃度が3mg/L以上

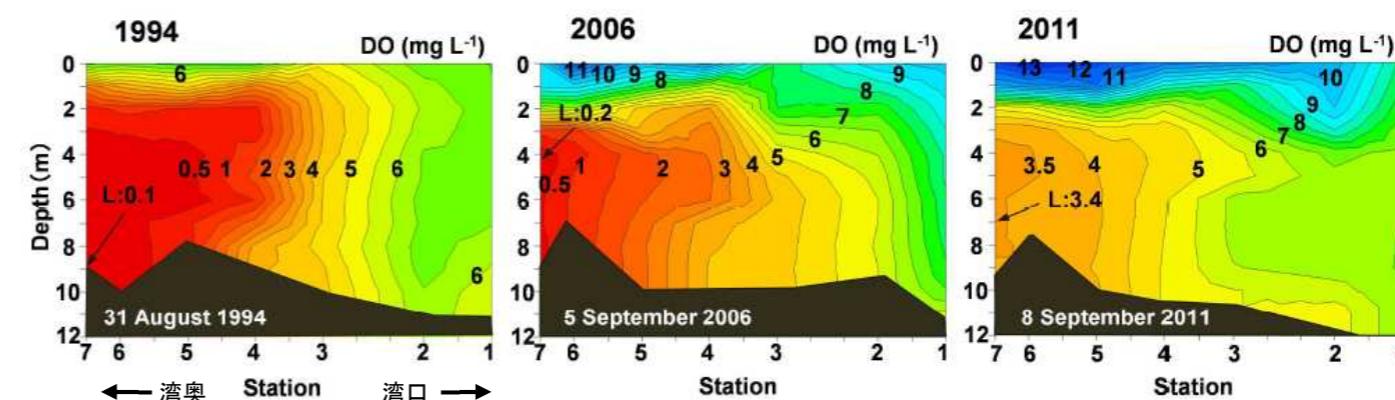


図 洞海湾におけるDO濃度の断面分布

【参考】使用データについて

(1) 水質データ

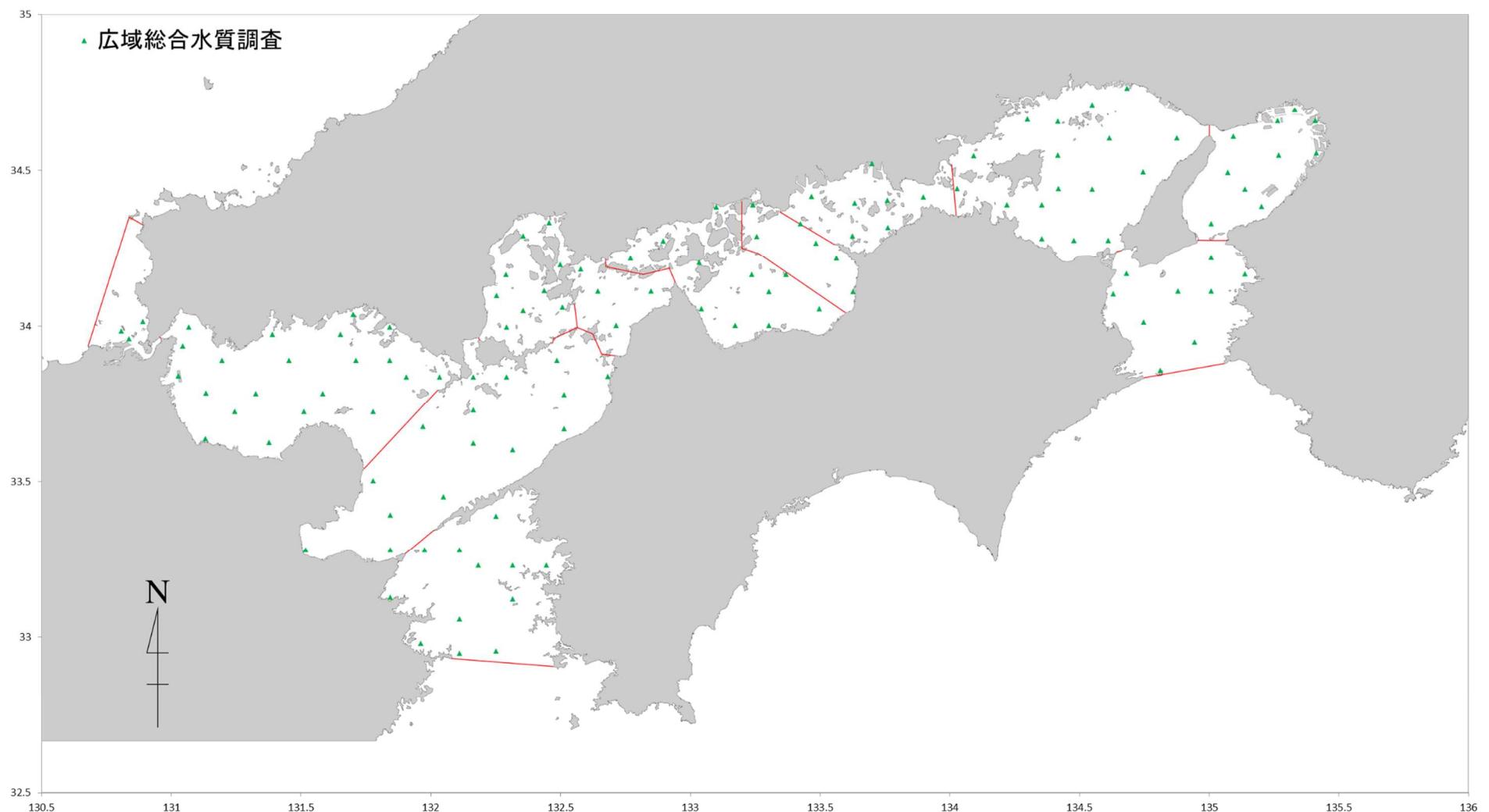
水質については、「広域総合水質調査」、「公共用海域水質測定調査」及び「浅海定線調査」の調査結果に基づき、付図 1 に示す湾・灘ごとの変化状況等を整理した。各調査の実施状況（調査点・調査項目・調査時期・調査層）を以下に示す。

なお、公共用海域水質測定調査については、1998 年以降で COD、T-N 及び T-P が安定して測定されている「全窒素・全りんの環境基準点」を対象に整理した。

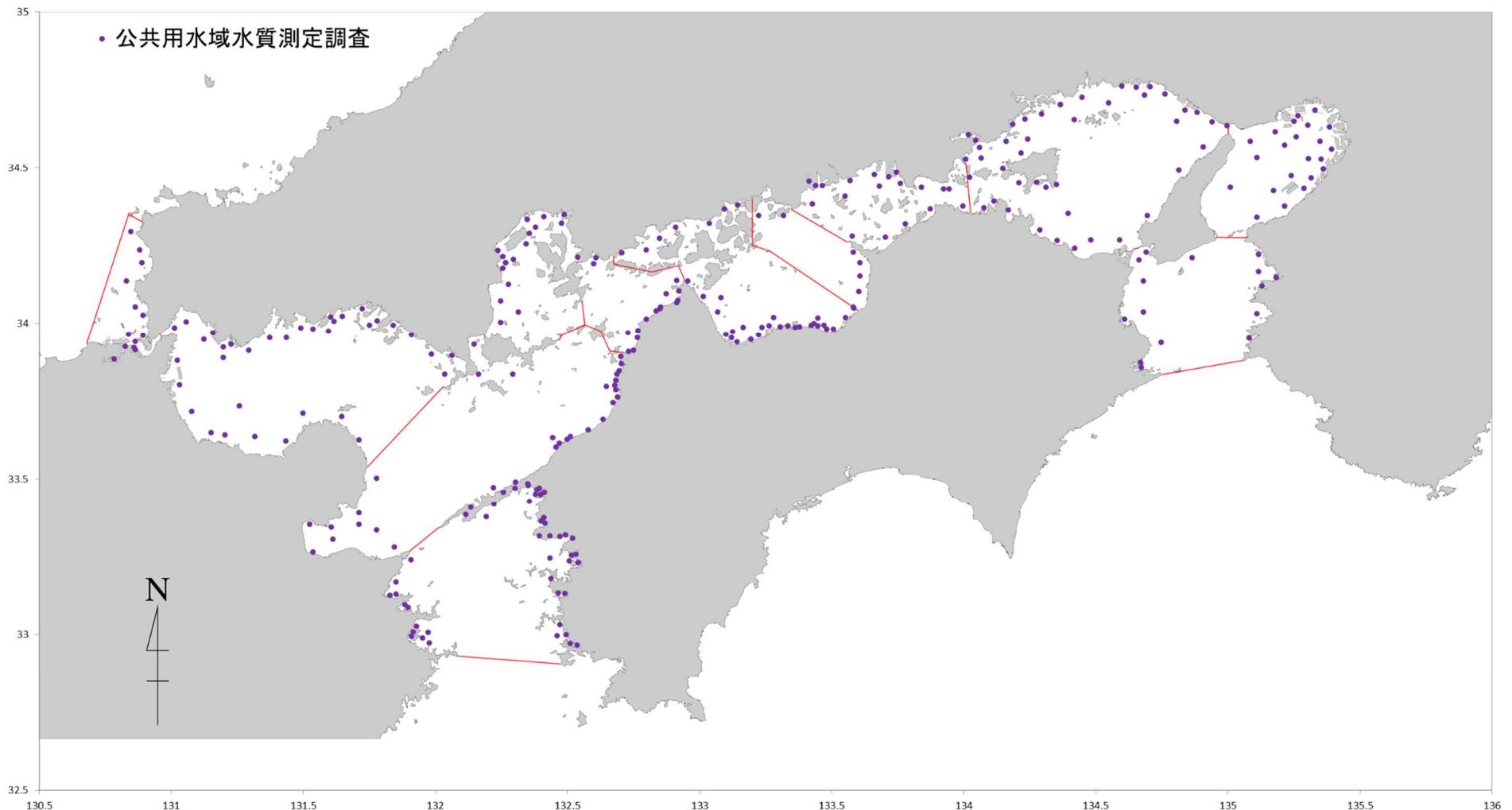


付図 1 湾・灘区分

水質データの処理にあたっては、原則として広域総合水質調査の測定月(1,5,7,10 月)のデータのみを抽出して処理した。ただし、浅海定線調査の特殊項目(DIN,DIP,DO,クロロフィル a)は 2,5,8,11 月のデータを使用した。

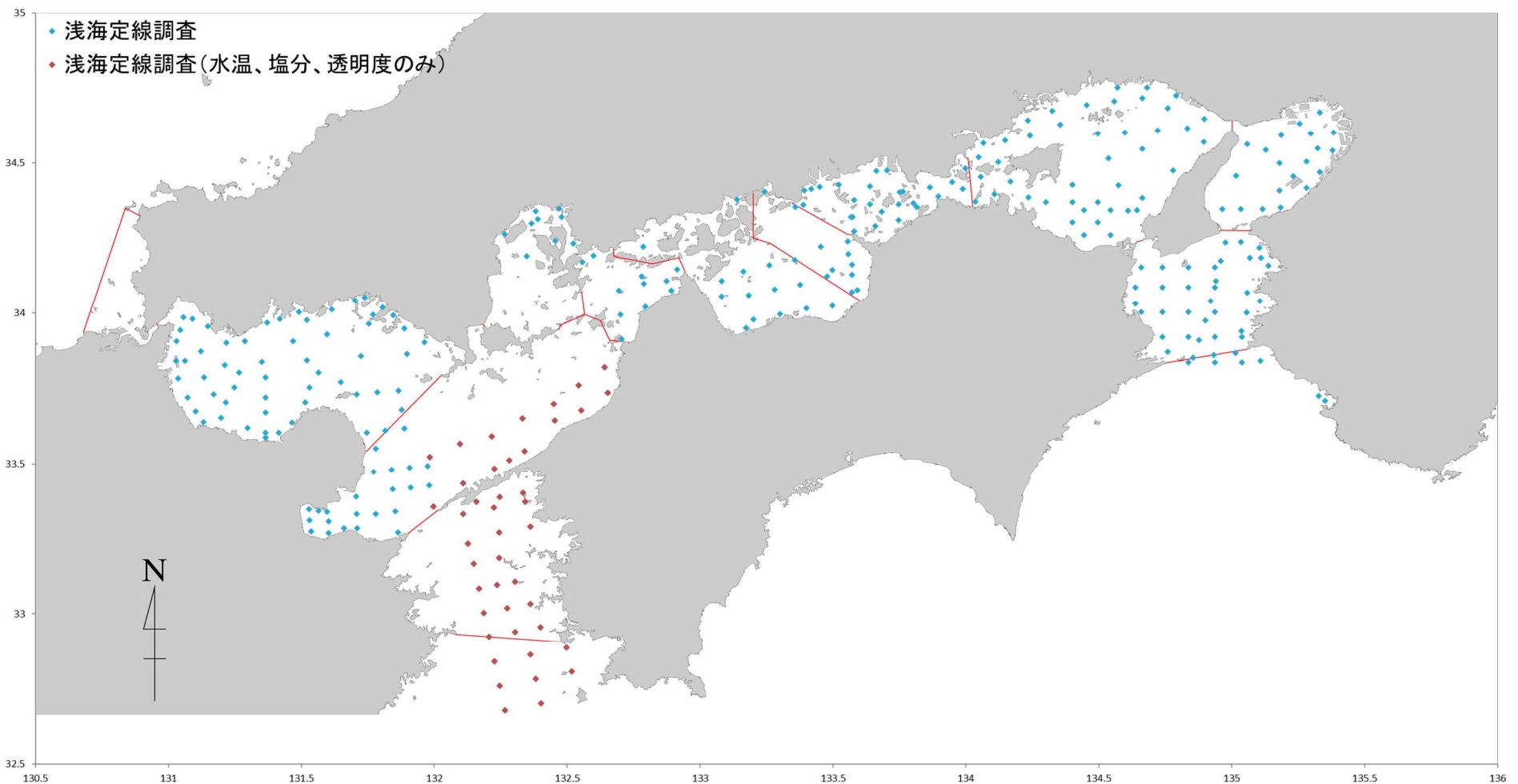


付図 2(1) 調査位置(広域総合水質調査)



注)瀬戸内海内における「全窒素・全りんの環境基準点」

付図 2(2) 調査位置(公用用水域水質測定調査)



注)瀬戸内海内の調査地点のみ

付図 2(3) 調査位置(浅海定線調査)

付表 1 調査項目

調査 項目	広域総合 水質調査	公共用水域水質測定調査										浅海定線調査											
		大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県
水温	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩分,塩素イオン	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透明度	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
DO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
COD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌群数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
n-ヘキサン抽出物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
全亜鉛		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
T-N	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
T-P	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
SS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						
濁度																		○					
DCOD	○																						
TOC	○																						
DOC	○																						
POC	○																						
クロロフィルa	○												○	○	○	○	○	○				○	
フェオフィチン	○												○			○							
NH ₄ -N	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
NO ₂ -N	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
NO ₃ -N	○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DIN	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DIP	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注)1.調査項目のうち、一部の地点においてのみ実施している場合も○印とした。

2.公共用水域水質測定調査については、上表に○印を示した項目以外も一部府県では測定されているが、本検討では環境省水環境総合情報サイトにおいて公開している項目のみを整理対象としているため、同サイトで公開されていない項目は空欄としている。

付表 2 調査層

調査 項目	広域総合 水質調査	公共用水域水質測定調査										浅海定線調査											
		大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県
上層	海面下 0m 表面海水	○				○	○				○	○	○バ	○バ	○バ	○バ	○バ	○バ	○バ	○バ	○バ	○バ	
	海面下 0.5m		○	○	○		○	○	○				○器										
	海面下 1m		○																				
	海面下 2m																						
中層	海面下 2m			○	○	○	○	○	○	○		○			○		○		○				
	海面下 5m											○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海面下 10m													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海面下 20m													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海面下 30m													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海面下 50m													○				○	○				
	海面下 75m													○									
下層	海底上 0.5m	○(水深 5m 以浅)																					
	海底上 1m	○(水深 5m 以深)		○	○			○		○(水深 10m 以浅)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	海底上 2m																						
	海底上 5m																		○				
	海底上 10m						○																
	海面下 7m										○												
	海面下 10m										○		○										
	海面下 20m								○														
	海面下 30m																						
	海面下 50m	○(水深 50m 以深)																					

注)1.一部の地点、項目においてのみ実施している場合も○印とした。

2.浅海定線調査の上層における「バ」印は採水バケツによる採水、「器」印は採水器(北原式採水器・リゴーB号採水器・ニスキン採水器)による採水。

付表 3 調査時期

調査 月	広域総合 水質調査	公共用水域水質測定調査										浅海定線調査												
		大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	
1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	○	
2月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	
4月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	
5月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	
7月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	
8月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○
10月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○	
11月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	○

注)1.一部の地点においてのみ実施している場合も○印とした。

2.浅海定線調査における○印は一般項目(水温、塩分)及び特殊項目(DO、DIN等)の調査月、△印は一般項目のみの調査月を示す。

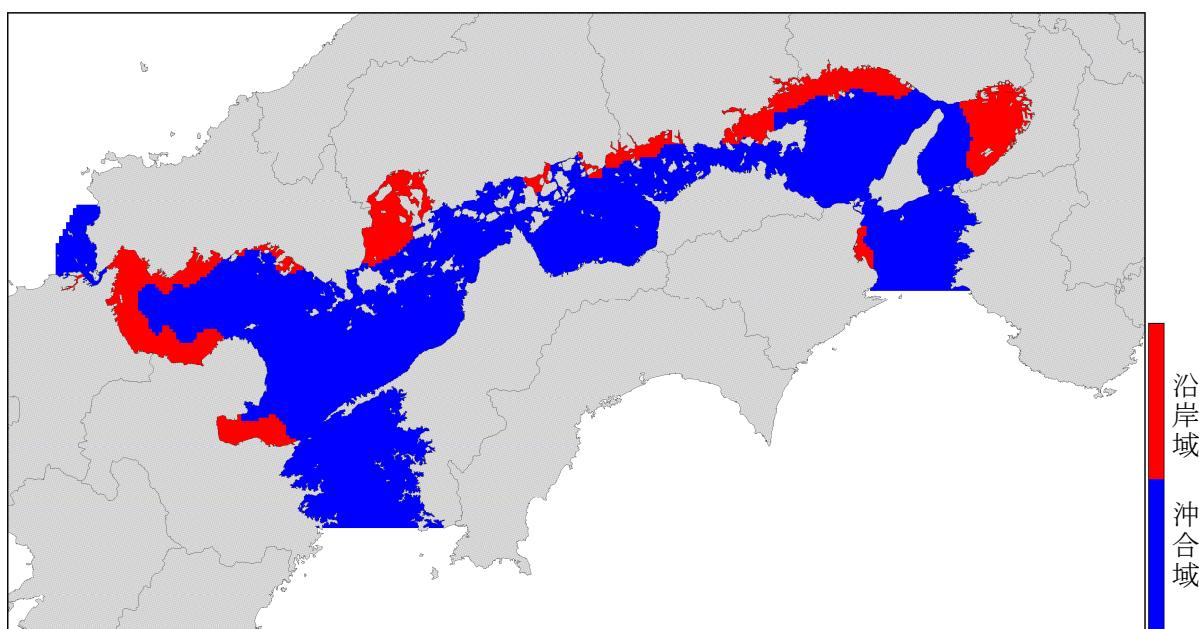
●水質データ整理にあたっての海域区分

陸域からの負荷の影響が大きいと考えられる沿岸域と、負荷の影響が比較的小ないと考えられる沖合域では、水質の状況が異なることも想定される。このため、水質の変化傾向をみる際には沿岸域と沖合域を分けて分析する必要があるため、塩分を指標として海域の区分を行った。

区分は、1981～2014 年の夏期(7 月)の広域総合水質調査及び浅海定線調査の上層の値を基に空間補間を行い瀬戸内海の上層の塩分水平分布図(1.54km メッシュ)を作成した上で、豊後水道南部 3 地点の下層平均塩分(塩分 34.05※)を外洋塩分と定義し、10%より多く淡水が混入している海域(塩分 30.6 未満)を沿岸域、淡水の混入が 10%以下の海域(塩分 30.6 以上)を沖合域とした(付図 3)。付表4に湾・灘ごとの面積の割合を示す。なお、響灘については、洞海湾は面積按分をしていないため、対象外としている。

ただし、各海域区分での水質の変化状況をみていく際には、海域によっては水質調査数が少ないとする点にも留意が必要である。特に公共用水域のデータを採用している COD、TN、TP 以外の水質項目は、沿岸域のデータが少ない。

参考として、区分に用いた塩分の観測地点を付図 4 に、水質の観測地点を付図 5 に、各区分における水質調査の観測点数を付表5に、水質の経年変化のために使用した観測地点数(データ数)の最大値、最小値及び平均値を付表 6 に示す。付表 6 については経年変化の解析期間中に湾・灘で欠測等によりデータ数が 0 だった場合は、最大値、最小及び平均値の算出からは除外している。なお、ここでは洞海湾と響灘は別海域として扱った。

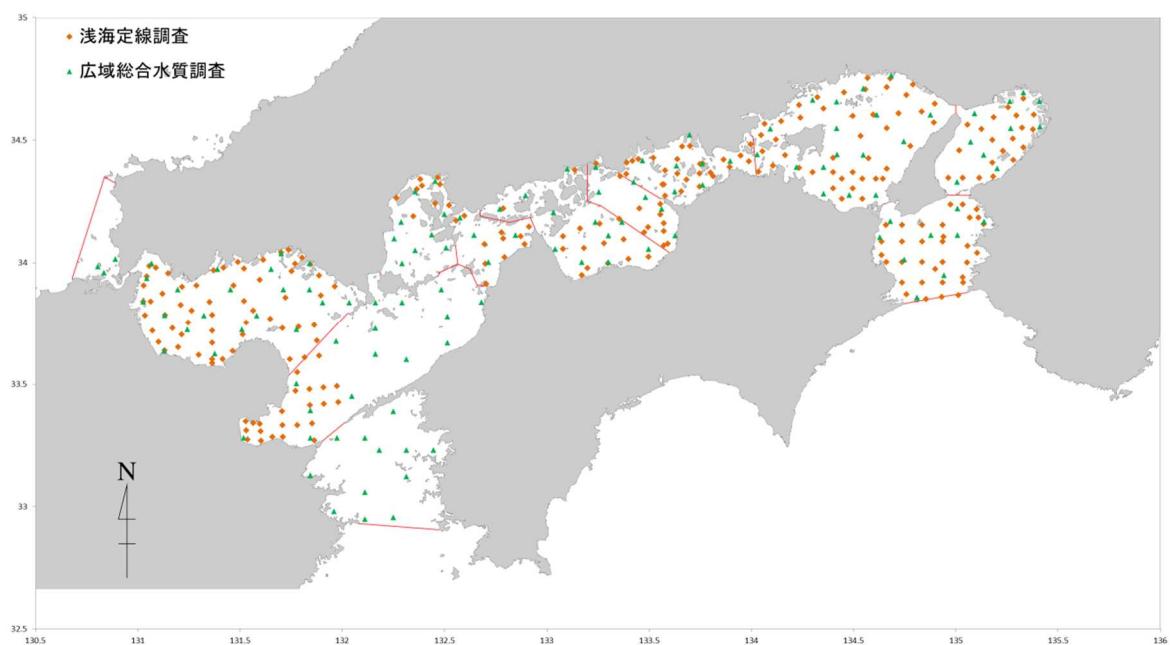


付図 3 塩分(表層)による瀬戸内海の区分図

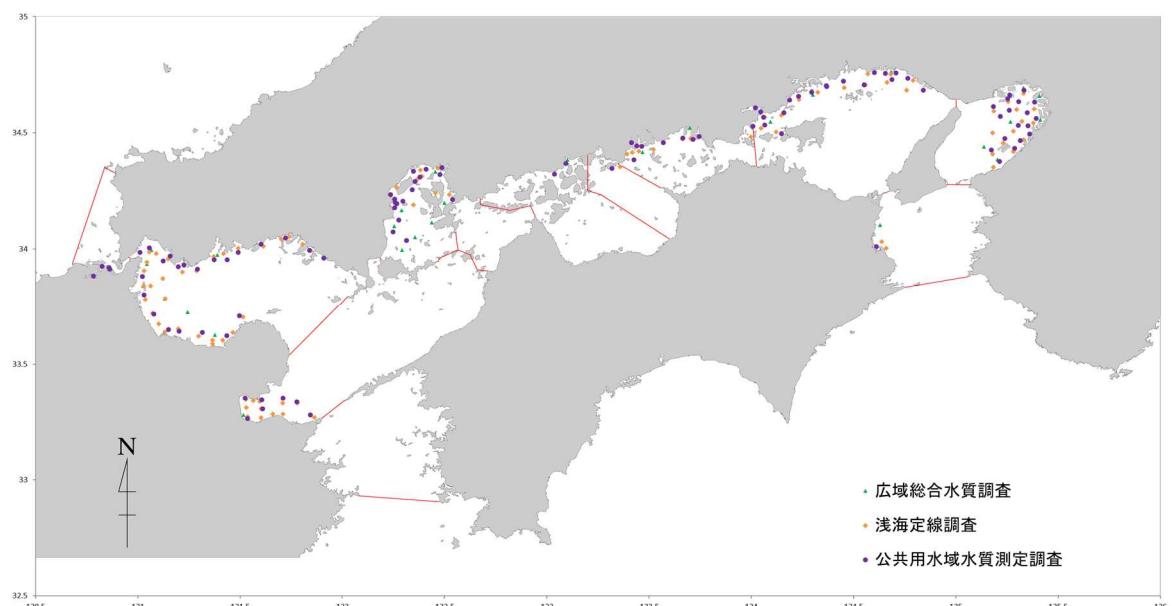
※なお、該当 3 地点における 1981～2014 年の最大値は 35.01、最小値は 33.57 であった。

付表 4 各湾・灘における沿岸域と沖合域の面積割合

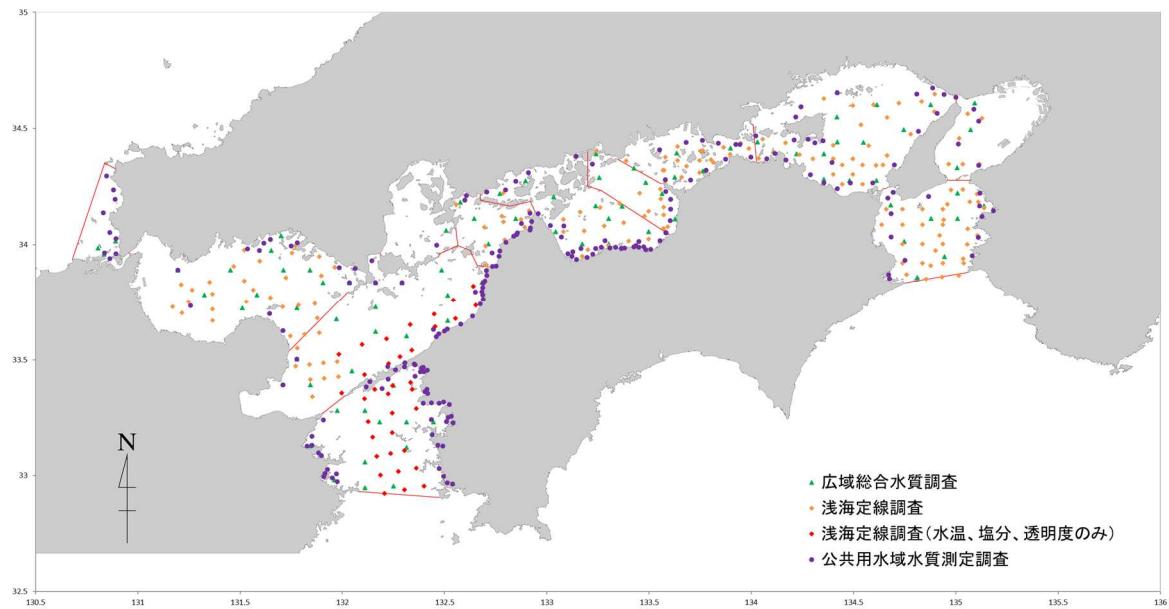
湾・灘	沿岸域	沖合域
紀伊水道	5%	95%
大阪湾	54%	46%
播磨灘	24%	76%
備讃瀬戸	23%	77%
備後灘	4%	96%
燧灘	4%	96%
安芸灘	0%	100%
広島湾	68%	32%
伊予灘	9%	91%
周防灘	34%	66%
豊後水道	0%	100%
響灘	-	-



付図 4 濑戸内海の区分に用いた塩分の観測地点



付図 5(1) 水質の観測地点(沿岸域)



付図 5(2) 水質の観測地点(沖合域)

付表 5 各区分における水質調査の観測点数

海域区分	COD、TN、TP				DIN、DIP、クロロフィルa				水温、塩分、透明度				底層DO			
	広域総合	浅海定線	公共用水域	合計	広域総合	浅海定線	公共用水域	合計	広域総合	浅海定線	公共用水域	合計	広域総合	浅海定線	公共用水域	合計
紀伊水道沿岸域	1	0	1	2	1	2	0	3	1	2	0	3	0	2	6	8
紀伊水道沖合域	8	0	14	22	8	35	0	43	8	35	0	43	0	35	35	70
大阪湾沿岸域	7	0	18	25	7	14	0	21	7	14	0	21	0	14	20	34
大阪湾沖合域	3	0	5	8	3	6	0	9	3	6	0	9	0	6	8	14
播磨灘沿岸域	4	0	20	24	4	13	0	17	4	13	0	17	0	13	18	31
播磨灘沖合域	13	0	23	36	13	30	0	43	13	30	0	43	0	30	11	41
備讃瀬戸沿岸域	2	0	8	10	2	7	0	9	2	7	0	9	0	7	2	9
備讃瀬戸沖合域	6	0	11	17	6	19	0	25	6	19	0	25	0	19	0	19
備後灘沿岸域	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
備後灘沖合域	6	0	7	13	6	11	0	17	6	11	0	17	0	11	6	17
燧灘沿岸域	1	0	2	3	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	2	2
燧灘沖合域	9	0	31	40	9	14	0	23	9	14	0	23	0	14	18	32
安芸灘沿岸域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸灘沖合域	4	0	16	20	4	11	0	15	4	11	0	15	0	11	4	15
広島湾沿岸域	8	0	18	26	8	9	0	17	8	9	0	17	8	9	17	34
広島湾沖合域	1	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1
伊予灘沿岸域	2	0	7	9	2	12	0	14	2	12	0	14	2	12	19	33
伊予灘沖合域	13	0	26	39	13	11	0	24	13	26	0	39	13	11	3	27
周防灘沿岸域	9	0	22	31	9	30	0	39	9	30	0	39	0	30	8	38
周防灘沖合域	12	0	13	25	12	28	0	40	12	28	0	40	0	28	2	30
豊後水道沿岸域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊後水道沖合域	12	0	44	56	12	0	0	12	12	20	0	32	12	0	21	33
響灘(洞海湾)	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
響灘(洞海湾以外)	3	0	9	12	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3

※観測点数は最大値であり、調査を行っていない項目や欠測等があることに留意する必要がある。

付表 6 水質の経年変化に使用した観測点数の最大値、最小値及び平均値

海域区分	COD(年度平均)	TN(年度平均)	TP(年度平均)	DIN(年度平均)	DIN(夏季平均)	DIN(冬季平均)	DIP(年度平均)	DIP(夏季平均)	DIP(冬季平均)	Chl.a(年度平均)	水温(年度平均)	透明度(年度平均)
紀伊水道沿岸域	1~2(1.5)	1~2(1.5)	1~2(1.5)	1~3(2.6)	2~3(2.7)	1~3(2.8)	1~3(2.6)	2~3(2.7)	1~3(2.8)	0~1(1)	2~3(2.8)	2~3(2.8)
紀伊水道沖合域	3~22(13.7)	3~20(13.1)	3~20(12.9)	7~37(25.6)	13~36(31.5)	8~37(30.7)	7~36(24.7)	13~36(31.7)	8~37(30.8)	3~23(14)	31~42(39.7)	32~42(38.7)
大阪湾沿岸域	6~25(14.6)	5~18(12.7)	5~18(12.7)	11~21(18.2)	12~21(18.5)	12~21(19.2)	11~21(17.9)	13~21(18.5)	12~21(18.7)	6~21(19.4)	13~21(19.5)	13~21(19.5)
大阪湾沖合域	3~8(4.6)	3~4(3.5)	3~4(3.5)	5~9(7.6)	6~9(7.8)	6~9(8.2)	5~9(7.6)	6~9(7.8)	6~9(8)	2~9(8.3)	6~9(8.4)	6~9(8.4)
播磨灘沿岸域	3~24(12)	3~15(9.3)	4~15(9.3)	6~17(14.9)	6~17(15.3)	6~17(15.8)	5~17(14.9)	11~17(15.4)	6~17(15.6)	4~10(9.3)	13~17(16.1)	10~17(16)
播磨灘沖合域	8~36(22.6)	8~29(20.9)	7~29(20.8)	2~43(33.2)	2~43(34.2)	2~43(35.4)	2~43(33.7)	14~43(36.2)	2~43(34.9)	2~26(20.5)	14~43(38.4)	13~43(38.4)
備讃瀬戸沿岸域	1~10(6.1)	1~10(5.9)	2~10(6)	4~9(7.1)	5~9(7.4)	5~9(7.7)	3~9(6.8)	3~9(7.2)	5~9(7.6)	1~9(7.1)	6~9(7.9)	6~9(7.9)
備讃瀬戸沖合域	4~17(11.5)	4~17(11.4)	4~17(11.4)	7~25(19.7)	8~25(19.9)	8~25(20.8)	8~25(19.2)	8~25(20.8)	8~25(20.4)	0~25(17.6)	8~25(22.7)	8~25(22.8)
備後灘沿岸域	0~1(0.5)	0~1(0.5)	0~1(0.5)	0~1(0.8)	0~1(1)	0~1(1)	0~1(1)	0~1(1)	0~1(0.9)	1~1(1)	1~1(1)	1~1(1)
備後灘沖合域	3~13(9.2)	3~13(9)	3~13(9.2)	0~17(12.5)	0~17(13.6)	0~17(13.4)	0~17(12.1)	4~17(13.9)	0~17(13.6)	0~11(7.1)	6~17(14.8)	6~17(14.8)
燧灘沿岸域	1~3(2)	0~3(2)	1~3(2)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)
燧灘沖合域	8~40(25.1)	8~40(24.9)	6~40(24.7)	2~23(16.2)	2~23(18.9)	2~23(19.6)	2~23(16.3)	2~23(18.5)	2~23(19.3)	2~11(8.8)	14~23(21)	14~23(21)
安芸灘沿岸域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸灘沖合域	4~20(12.6)	4~20(12.6)	2~20(12.5)	2~15(10.8)	2~15(12.8)	2~15(12.4)	2~15(11)	2~15(12.5)	2~15(12.3)	1~7(5.4)	10~15(13.4)	10~15(13.4)
広島湾沿岸域	8~25(16.7)	7~26(17.1)	7~26(17.1)	4~17(13)	6~17(13.2)	4~17(14.3)	4~17(13.3)	7~17(13.8)	6~17(14.3)	7~17(13.4)	7~17(14.1)	7~17(14.1)
広島湾沖合域	1~2(1.5)	1~2(1.5)	1~2(1.5)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.9)	0~1(0.8)	0~1(0.8)	0~1(0.8)
伊予灘沿岸域	2~9(5.3)	2~9(5.3)	2~9(5.3)	2~13(11.1)	2~13(11.3)	2~13(11.8)	2~13(11.2)	2~13(11.4)	2~13(11.8)	1~2(1.9)	12~14(13.6)	11~13(12.5)
伊予灘沖合域	12~39(25.2)	12~39(25.1)	9~39(25)	3~22(13.8)	4~22(14.7)	4~23(17.7)	3~22(15)	4~22(16.1)	4~22(16.3)	6~13(10.6)	11~39(30.3)	6~37(27.9)
周防灘沿岸域	7~31(20.2)	7~31(20.2)	7~31(20.2)	10~39(34.3)	11~39(35)	20~39(35.7)	10~39(34.7)	11~39(35.6)	20~39(35.8)	10~39(34.6)	11~39(36)	11~39(35.9)
周防灘沖合域	11~25(18.4)	10~25(18.3)	11~25(18.3)	12~37(28.9)	12~37(29.8)	14~37(32.2)	9~37(29.8)	9~37(30.8)	14~37(31.3)	2~34(25.9)	15~40(35.4)	15~39(34.4)
豊後水道沿岸域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊後水道沖合域	10~56(34.2)	11~56(34.2)	6~56(33.7)	1~12(9.7)	1~12(8.6)	9~12(11.7)	1~12(8.7)	1~12(9)	5~12(10.7)	9~12(11.7)	11~32(27.1)	11~32(27.1)
響灘(洞海湾)	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
響灘(洞海湾以外)	3~12(7.7)	2~12(7.6)	2~12(7.6)	1~3(2.5)	1~3(2.6)	3~3(3)	1~3(2.7)	1~3(2.7)	1~3(2.7)	2~3(2.8)	3~3(3)	3~3(3)

(2) 底質・底生生物データ

1) 調査概要

底質・底生生物については、瀬戸内海環境情報基本調査結果に基づき変化状況を整理した。第4回の瀬戸内海環境情報基本調査の調査概要を付表7に示す。

付表7 瀬戸内海環境情報基本調査の調査概要(第4回)

調査位置	425地点(紀伊水道(28)・大阪湾(31)・播磨灘(78)・備讃瀬戸(21)・備後灘(17)・燧灘(34)・安芸灘(12)・広島湾(20)・伊予灘(49)・周防灘(96)・豊後水道(29)・響灘(10))(付図6参照)
調査項目	現場測定項目:調査位置、天候、気温、水深、泥温、外観、臭氣、色相、酸化還元電位(Eh) 底質分析項目:含水率、粒度組成、IL、COD、TOC、TN、TP、TS 底生生物(マクロベントス):種の同定、個体数、湿重量
採取箇所	海底の表層土

注)1.第1~3回調査は第4回調査とは一部地点が異なる。

2.TSの測定は第1、3、4回のみ。

3.底生生物調査は第2~4回のみ。

2) 調査実施日

現地調査の実施日は、付表8に示すとおりである。

付表8 底質調査の調査実施日

	第1回	第2回	第3回	第4回
紀伊水道	1985/7/17~7/27	1992/8/1~8/11	2002/8/5~8/9	2015/7/24~7/29
大阪湾	1984/7/17~7/23	1993/8/1~8/5	2003/8/1~8/5	2015/7/19~7/29
播磨灘	1981/7/16~8/2	1991/8/10~8/22	2001/8/6~8/18	2015/7/18~7/24
備讃瀬戸	1984/7/25~7/31	1992/8/13~8/22	2002/8/10~8/14	2015/7/21~7/23 2016/7/12~7/13
備後灘	1984/7/28~8/5	1992/8/13~8/23	2002/8/13~8/18	2016/7/12~7/24
燧灘	1981/8/5~8/10	1991/8/19~8/30	2001/8/23~8/27	2016/7/13~7/23
安芸灘	1984/8/6~8/12	1994/8/11~8/15	2004/8/3~8/5	2016/7/14~7/22
広島湾	1982/7/15~7/20	1993/8/26~8/29	2003/8/7~8/9	2016/7/15~7/17
伊予灘	1983/7/20~8/10	1993/8/11~8/25	2003/8/14~8/23	2016/7/17~7/22
別府湾	1983/8/10~8/12	1991/8/24	2001/8/30~9/4	
周防灘	1982/7/21~8/8	1994/8/3~8/25	2004/8/7~8/27	2017/7/22~7/29
豊後水道	1985/7/30~8/11	1992/8/25~8/31	2002/8/19~8/24	2017/7/30~8/3
響灘	1983/8/14~8/18	1993/8/15~8/16	2003/8/11~8/12	2017/7/21

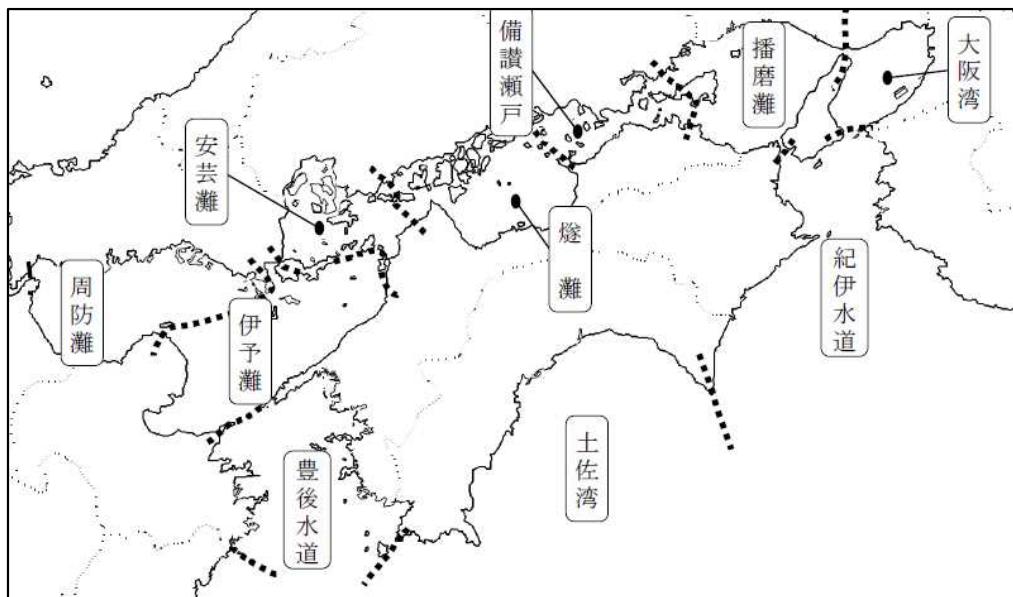
※第1~3回調査と第4回調査の湾・灘区分は一部異なる。また、第4回調査では別府湾は伊予灘に含まれる。



付図 6 第4回瀬戸内海環境情報基本調査の調査地点

(3) 赤潮の発生データ

赤潮の発生状況等については、「瀬戸内海の赤潮(水産庁瀬戸内海漁業調整事務所)」に基づき整理した。赤潮発生延件数の整理に用いた湾・灘の区分は付図7示すとおりである。

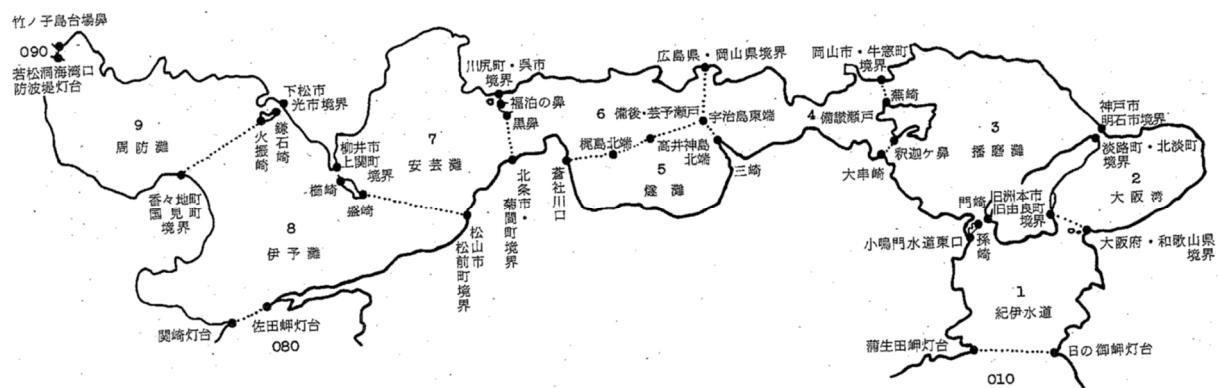


出典)「瀬戸内海の赤潮(瀬戸内海漁業調整事務所)」

付図 7 「瀬戸内海の赤潮(水産庁瀬戸内海漁業調整事務所)」における湾・灘区分

(4) 漁獲量データ

瀬戸内海における湾・灘ごとの水産資源の現状を把握するため、下記の湾・灘の区分(付図8)別に海面漁業漁獲量を、府県別に養殖業漁獲量を整理した。なお、漁獲量に計上しているのは瀬戸内海で漁獲されたと判断され、長期間の漁獲量データを得られる魚種である(付表9)。



出典)「瀬戸内海の漁獲量 1952年～1999年の湾灘別魚種別漁獲量統計(水産庁瀬戸内海区水産研究所)」

付図 8 水産庁による瀬戸内海の湾・灘区分(漁獲量)

付表 9 生息層・生活圏・食性の累計区分

分類	魚種	生息層類型	生活圏類型	食性類型
魚類	マイワシ	浮魚	内外海交流型(交流型)	プランクトン食型
魚類	ウルメイワシ	浮魚	内外海交流型(交流型)	プランクトン食型
魚類	カタクチイワシ	浮魚	内外海交流型(交流型)	プランクトン食型
魚類	シラス	浮魚	内外海交流型(交流型)	プランクトン食型
魚類	アジ類	浮魚	内外海交流型(交流型)	プランクトン食型
魚類	サバ類	浮魚	内外海交流型(交流型)	プランクトン食型
魚類	ブリ類	浮魚	内外海交流型(交流型)	魚食型
魚類	ヒラメ	底魚	内外海交流型(交流型)	魚食型
魚類	カレイ類	底魚	内海定住型(内海型)	ベントス食型
魚類	タチウオ	底魚	内外海交流型(交流型)	魚食型
魚類	カナガシラ類	底魚	内外海交流型(交流型)	ベントス食型
魚類	マダイ	底魚	内外海交流型(交流型)	ベントス食型
魚類	チダイ・キダイ	底魚	内外海交流型(交流型)	ベントス食型
魚類	サワラ類	浮魚	内外海交流型(交流型)	魚食型
魚類	スズキ類	底魚	内海定住型(内海型)	魚食型
魚類	イカナゴ類	浮魚	内海定住型(内海型)	プランクトン食型
水産動物類	イセエビ	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
水産動物類	クルマエビ	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
水産動物類	その他のエビ類	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
水産動物類	ガザミ類	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
水産動物類	その他のカニ類	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
水産動物類	コウイカ類	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
水産動物類	その他のイカ	底生介類	内外海交流型(交流型)	ベントス食型
水産動物類	タコ類	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
水産動物類	ウニ類	底生介類	内海定住型(内海型)	藻食型
水産動物類	ナマコ類	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
水産動物類	その他の水産動物類	底生介類	内海定住型(内海型)	ベントス食型
貝類	アワビ類	底生介類	内海定住型(内海型)	藻食型
貝類	サザエ	底生介類	内海定住型(内海型)	藻食型
貝類	ハマグリ類	底生介類	内海定住型(内海型)	プランクトン食型
貝類	アサリ類	底生介類	内海定住型(内海型)	プランクトン食型
貝類	サルボウ(モガイ)	底生介類	内海定住型(内海型)	プランクトン食型
貝類	その他の貝類	底生介類	内海定住型(内海型)	プランクトン食型

※注 1) 農林水産省の「海面漁業生産統計調査」では瀬戸内海において、クロマグロ、ミナミマグロ、ビンナガ、メバチ、キハダ、マカジキ、メカジキ、クロカジキ類、カツオ、ソウダガツオ類、サメ類、サケ類、マス類、ニシン、サンマ、マダラ、スケトウダラ、ホッケ、メヌケ類、キチジ、ハタハタ、ニギス類、キグチおよびウバガイ(ホッキ)の漁獲が確認できるが、明らかに瀬戸内外で漁獲されたと判断されるため、分析対象外とした。

※注 2) その他のコノシロ、エゾ類、ニベ・グチ類、イボダイ、アナゴ類、ハモ、ホウボウ類、エイ類、クロダイ・ヘダイ、イサキ、シイラ類、トビウオ類、ボラ類、アマダイ類およびフグ類は、一部の期間で「その他魚類」に含まれているため、分析対象外とした。

※出典)瀬戸内海漁場適正栄養レベル検討業務報告書(1994, 日本水産資源保護協会)、新版 魚類学(下)(1986, 落合明・田中克)、他